

令和 6 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

提出議案等補足資料

第 94 号議案

茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例  
の一部を改正する条例…………… 2

令和 6 年 3 月 15 日

政 策 企 画 部

## 条 例 （ 案 ） の 概 要

政策企画部 計画推進課

条例の名称	茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例(令和3年条例第7号)の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定(改正)の理由・根拠	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱等
2 制定(改正)の目的	令和6～10年度までを事業期間とする事業に係る臨時交付金が交付決定されたことに伴い、令和9年度(令和10年3月31日)をもって失効する本条例について、所要の改正をするもの。
3 背景・必要性	<p>臨時交付金については、一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、基金の積立金も交付対象として取り扱うこととされている。</p> <p>本県においても、基金への積立を行う事業を実施しているが、当該事業の実施期間に合わせて、基金の設置期間を確保する必要がある。</p>
4 内 容	条例の終期を「令和10年3月31日」から「令和11年3月31日」に改正するもの(基金の設置期間を1年間延長)。
5 効果・影響	積み立てた臨時交付金を充当する事業を実施することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援等を通じた地方創生を図る。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	<p><b>【基金の対象事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利子補給事業</li> <li>○信用保証料補助事業</li> <li>○国内投資促進強化プロジェクト</li> </ul> <p><b>【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交付目的 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大の防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、交付金を交付</li> </ul> </li> <li>○交付率 10/10</li> <li>○国予算額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国令和4年度第2次補正予算 7,500億円</li> <li>※本県基金の財源となったものに限る。</li> </ul> </li> </ul>

茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 略</p>

## 令和 6 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

### 令和 5 年度 政策企画部主要事業の経過等

1	報告事項の概要等	2
2	移住・二地域居住の推進について	5
3	日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区に係る 合同対策本部会議の開催について	8
4	水郡線の利用促進の取組について	10
5	D X 推進プロジェクトの実施状況について	12
6	C h a t G P T の検証結果について	15
7	令和 3 年度茨城県県民経済計算推計結果について	16
8	県北振興の取組について	17
9	県北振興チャレンジプランの改定について	19

令和 6 年 3 月 15 日

政 策 企 画 部

# 1 報告事項の概要等

---

## (1) 移住・二地域居住の推進について

- 本県への移住・二地域居住を推進するとともに、将来的な移住につながる関係人口の創出・拡大を図るため、移住支援金の支給や東京圏の若手人材と地域課題解決に意欲ある地元企業をマッチングする副業プロジェクト、企業の新たなチャレンジや事業活動の活性化を促進する過疎地域インターン促進事業等を実施。

## (2) 日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区に係る合同対策本部会議の開催について

- 令和2年2月の日本製鉄（株）の構造改革報道発表以降、鹿島地区の高炉2基の継続について、存続のための支援策を提示しながら強く働きかけるとともに、国に対しても操業継続への支援を要望するなど取組を進めてきた。本年2月15日に同社から県に対して、高炉1基休止に係る影響等について説明があったことから、今後の対応について検討するため、2月29日に「日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区に係る合同対策本部会議」を開催。

## (3) 水郡線の利用促進の取組について

- 「茨城県水郡線利用促進会議」を構成する県と沿線6市町が一丸となり、県北山間部の基幹交通機関である水郡線の利用促進及び沿線地域の魅力発信を図るため、高校生ワークショップや定期券利用者割引優待制度、校外学習等での水郡線利用時運賃助成等の取組を実施。
- 令和6年は、水郡線全線開通90周年であることから、利用促進に向けた機運を高めるため、マイレール意識醸成シンポジウムを開催。引き続き、通勤・通学・観光での利用促進に取り組むとともに、沿線の新たな魅力を発信し、地域観光業の振興や水郡線の更なる利用促進につながる取組を推進。

#### (4) DX推進プロジェクトの実施状況について

- ビッグデータやAI等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出を目指し、救急搬送時間の短縮や豪雨時の河川浸水エリアの予測等、県民の安心安全につながるシステムを構築し、その有効性を実証するプロジェクトを実施。
- また、デジタル技術に関する知見を持ち、県民や企業ニーズに即した施策を立案・推進することができる職員を育成。

#### (5) ChatGPTの検証結果について

- ChatGPT等の生成AIを活用し、多様化・複雑化する行政課題に対応し、効率的に業務を遂行できるよう、入力情報が外部に流出しない環境を構築したうえで、生成AIの業務における活用策を検討。
- その結果、文章案の作成、翻訳等、県の様々な業務での活用にも有効であり、業務の効率化にも寄与することを確認できたことから、生成AIの利用を促進。

#### (6) 令和3年度茨城県県民経済計算推計結果について

- 令和3年度県民経済計算の推計結果では、本県の名目経済成長率は全国の2.7%を3.0ポイント上回る5.7%、実質経済成長率は全国の2.8%を3.8ポイント上回る6.6%となるとともに、1人当たり県民所得は前年度と比べ、1人当たり国民所得の伸びを3.8ポイント上回る9.6%の増となり、県内総生産及び1人当たり県民所得ともに過去最高額を記録。

#### (7) 県北振興の取組について

- 政策企画部が実施している県北地域の振興事業について、前回定例会以降進捗等があった主なものを報告。

① 県北中小企業意識改革事業

- ・ 県北地域の中小企業の新事業展開を促すため、公募により選定した10社のビジネスプランについて、多様な参加者がアイデアを出し合いプランの磨き上げ等を行うアイデアソンを開催し、1月に最終報告会を実施。

② 県北起業家育成事業

- ・ 県北地域における地域課題をビジネスにより解決する起業・複業型地域おこし協力隊の活動を支援し、これまでに委嘱した30名の協力隊のうち21名が起業を実現。

## (8) 県北振興チャレンジプランの改定について

- 現行プランの計画期間(令和3年度～令和5年度)が終了することから、地域の目指す将来像の実現に向けて、今後3か年度の指針となるよう改定。
- 県北地域で生み出された成果を、他の人口減少が進む地域にも波及させることにより、県全体の新たな成長と、持続可能な地域の実現につなげていく、県北地域の「次のチャレンジ」をイメージできる名称として『チャレンジプランNEXT 県北からはじまる、活力があり、持続可能な地域の実現』に変更するほか、臨海部と山間部の地域特性や強みを最大限に活かした施策を展開。また、達成度を定量的に把握するための指標を新たに設定。

## (9) 令和5年度県出資法人等経営評価結果(資料3-3関係)

- 「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」第8条の規定に基づき、政策企画部所管の「鹿島都市開発株式会社」及び「鹿島臨海鉄道株式会社」の経営評価を実施。
- その結果、鹿島都市開発株式会社が「大いに改善を要する」、鹿島臨海鉄道株式会社が「改善の余地あり」となった。

## (10) 鹿島セントラルビル事業譲渡及び県有地売却に関する公募の進捗状況について

- 3月6日に企画提案書の募集を締め切り。企画提案書の提出があった事業者を対象に、今後、選定委員会での審査などを行い、優先交渉権者を決定する予定。

## 2 移住・二地域居住の推進について

### (1) 目的

地方移住への関心の高まりや、多様な働き方の普及を踏まえ、東京圏との近接性や住みよさなど本県の強みを生かして、移住・二地域居住を推進するとともに、将来的な移住につながる関係人口の創出・拡大を図る。

### (2) 概要

#### ① わくわく茨城生活実現事業

東京 23 区等から本県へ移住し、就業・起業した者等に対して、市町村を通じて、移住支援金（世帯：100 万円（子育て加算：最大 100 万円/人）、単身：60 万円）を支給。

<実績（令和 6 年 1 月末時点）>

- ・令和 5 年度支給件数：171 件（子育て加算 111 人）  
（要件別内訳：就業 3 件、起業 1 件、テレワーク 132 件、関係人口<sup>※</sup> 35 件）

※移住体験ツアーなど県や市町村が実施する事業への参加者等

#### ② 東京圏の若手人材を呼び込む副業プロジェクト

ア i BARAKICK！（イバラキック）

挑戦に意欲的な県内企業と東京圏で活躍する若手人材との協業支援を通じて、関係人口を創出する副業プロジェクト

<実績>

- ・受入企業：16 社
- ・副業人材：18 人（大手通信会社や大手旅行会社の社員、フリーランス等）
- ・成果報告会（令和 6 年 2 月 17 日）

取組例

土産品の新規開発に伴うパッケージデザインの制作（小売業/大子町）

「いわまの栗」文化を残し、広めるための施策検討（栗加工品製造/笠間市）



[パッケージデザインの制作]



[「いわまの栗」のPR動画作成]





## イ 企業協働型地域おこし協力隊

地域おこし協力隊として委嘱された隊員が、本業のスキルを生かしながら、民間企業と協業し、最大3年間、長期的な地域課題解決に挑むプロジェクト  
＜実績＞

- ・受入企業：2社
  - ・隊員：2人（各社1人、令和5年10月1日委嘱）
- （プロジェクト内容）

八千代商事（日立市）：県産木材の地産地消を促進するコミュニティスペース（新社屋）の設計

いたこみズベデザイン（潮来市）：空き家を活用し、地域の賑わいを創出する水辺のコミュニティ拠点づくり

## ③ 過疎地域インターン促進事業

過疎地域の中小企業等に都市部の学生を長期インターンとして呼び込み、企業の新たなチャレンジや事業活動の活性化を促進。

＜実績＞

- ・受入企業：15社
  - ・参加学生：29人（各社1～2人）
- ※ 早稲田大学、立教大学、津田塾大学、神戸大学、立命館大学など
- ・成果報告会（令和6年3月12日、13日）



[りんごを使った新商品検討]



[外国人向け観光誘客について意見交換]



[地元の人々との交流会]

(参考) インターン受入企業等

	事業所の所在地	企業等の名称	主な事業	インターン生と取り組むプロジェクト	参加学生の学年(人数)
1	常陸太田市	まったり～村の小さな農園	農業 農家民泊	若者向け「在来種の豆」販促グッズの制作や、レシピの開発	2年生(1) 1年生(1)
2	常陸大宮市	株式会社ダイブ (ザランタンひたちおおみや)	グランピング施設運営	施設の SNS 発信、滞在者が楽しめるアクティビティ開発	2年生(2)
3		医療法人博仁会	病院等の運営	常陸大宮駅前商店街のポップアップストアにおけるイベント企画	1年生(2)
4		株式会社要建設 (御前山ヴィレッジ)	建設業	新規オープンする複合施設の広報やオープニングセレモニーの企画	2年生(1) 1年生(1)
5	大子町	まちやど『Motomachi』 (個人事業主)	ゲストハウス運営	体験型の宿泊プラン作成や SNS による施設の魅力発見	2年生(2)
6		合同会社フジタアップルオーチャード	観光りんご園の運営	りんごを使った新商品の開発や BBQ サイトのリノベーション	2年生(2)
7	城里町	株式会社みろっく (フォレストピア七里の森)	キャンプ場運営	キャンプ場の集客プランの作成やイベントの企画運営	3年生(1) 1年生(1)
8	桜川市	有限会社イワセアグリセンター	農業	「常陸秋そば」販促グッズのデザイン作成	3年生(1) 1年生(1)
9	行方市	株式会社 up to	映像制作	なめテレ(行方市ローカルテレビ)における番組制作	3年生(1) 2年生(1)
10		合同会社ハイウィロー	イベント企画	地域を周遊する「謎解きイベント」の営業や広報	4年生(1) 1年生(1)
11	潮来市	北斎遊学館 (個人事業主)	カフェ等の運営	地元食材を活用した新商品開発やホール内装デザインの企画立案	2年生(1) 1年生(1)
12	かすみがうら市	京旺株式会社	不動産業	学生がイチから創るチャレンジマルシェの企画運営	2年生(1)
13	稲敷市	株式会社井川建築設計事務所	建築設計業務	「自転車と暮らす」住宅デザインを提案する営業資料の作成	2年生(2)
14	河内町	有限会社ケイズファクトリー	革製品の製造・販売	日本の「手仕事」を伝える外国人向け観光プランの作成	2年生(2)
15	利根町	株式会社ワールドグリーン	造園業	新しく始めるキャンプ場のオープンに向けた企画づくり	3年生(1) 2年生(1)

### 3 日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区に係る合同対策本部会議の開催について

#### (1) 経過

令和2年（2020年）2月の日本製鉄（株）の構造改革報道発表以降、鹿島地区の高炉2基の継続について、存続のための支援策を提示しながら強く働きかけるとともに、国（経済産業省、国土交通省、厚生労働省）に対しても操業継続への支援を要望するなど取組を進めてきたが、現在までに令和3年（2021年）3月に公表された鹿島地区の高炉1基休止という方針の撤回には至っていない。

高炉休止まで1年余りと迫る中、2月15日に同社から県に対して、高炉1基休止に係る影響等について説明があったことから、当該説明内容について、関係機関で情報共有するとともに、今後の対応について検討するため、2月29日に「日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区に係る合同対策本部会議」を開催した。

#### (2) 会議内容

##### ① 日本製鉄（株）からの情報提供及び県からの要請

###### (ア) 日本製鉄（株）からの説明内容

- 配置転換（日本製鉄（株））
  - ・ 操業・整備に関わる従業員は鹿島地区内で活躍の場を最大限確保し、君津地区への配置転換の規模は80名程度となる見通し。  
※ 鹿島地区従業員数は約2,900名。
- 配置転換（グループ会社及び協力会社）
  - ・ グループ会社・元請け協力会社は、欠員のある職場や近隣事業所への配置転換等の状況を踏まえ、一定程度目途が立っている。
  - ・ 二次請け等の協力会社は、具体的な対応方針が判明した段階で行政からのサポートをいただきたい。
- 高炉休止後の設備の跡地利用
  - ・ 検討中。カーボンニュートラルの取組に貢献できるものがあれば連携させていただき検討したい。

###### (イ) 県からの要請内容（2月15日の面談時に知事から要請）

- 地元経済・雇用などへの影響の最小化のための措置
- カーボンニュートラル産業拠点創出に向けた跡地利活用、新技術導入、設備投資の促進

##### ② 各機関の対応

- 県（産業戦略部）
  - ・ 離職者への再就職支援や、地元企業の受注確保支援などの実施（産業戦略部）。  
〔 離職者支援（2,308千円）：離職者向け就職マッチング会の開催  
受注確保支援（3,390千円）：ビジネスコーディネーターの配置 〕
- 鹿嶋市及び神栖市
  - ・ 条例で実施している固定資産税課税免除の特別措置を継続的に実施。
  - ・ なお、鹿嶋市においては、令和6年1月の一部改正時に日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区が立地する工業専用区域まで特別措置区域を拡充するなど支援を強化したほか、神栖市は、令和6年第1回定例会で条例の期間延長を市議会に提案。

- 関東経済産業局
  - ・相談窓口において設備投資支援、研究開発支援、人材育成支援・在職者のリスクリング支援などを実施。
- 茨城労働局
  - ・集団での雇用保険の受付や説明のほか、各種説明会やセミナー、就職面接会を複数回開催するなど就職支援のための支援を検討。

### ③ 合同対策本部としての今後の対応

- 日本製鉄（株）鹿島地区、協力会社、下請け会社との連携を図りながら、引き続き、地域にどのような影響が及ぶか本部員間で情報共有を行うとともに、就職支援、受注確保支援に努めるなど、対策を講じていく。
- 高炉休止後の跡地の活用や残るもう1基の高炉の継続に向けては、本県産業の将来を担うカーボンニュートラルに資する新技術の導入や設備投資を促すため、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトの進捗を見ながら必要な支援の提案を行うなど、これまで以上に日本製鉄（株）との連携を深め、取り組んでいく。

(参考) 日本製鉄（株）東日本製鉄所鹿島地区に係る合同対策本部

(1) 設置日 令和3年（2021年）3月1日（月）

(2) 組織 本部長：茨城県知事

副本部長：鹿嶋市長、神栖市長、茨城県副知事

本部員：県・市関係部長、関東経済産業局長、茨城労働局長

## 4 水郡線の利用促進の取組について

### (1) 目的

「茨城県水郡線利用促進会議」を構成する県と沿線6市町が丸となり、県北山間部の基幹交通機関である水郡線の利用促進及び沿線地域の魅力発信を図る。

### (2) 令和5年度の取組結果

#### ア 通勤・通学の利用促進

##### ① 高校生ワークショップの開催

水郡線の維持・活性化を「我が事」と考えてもらうため、沿線高等学校に通学する高校生を対象に開催。代表3校が令和6年1月のシンポジウムで利用促進策を提案。

- ・開催日：令和5年7月23日、8月23日、9月23日
- ・参加校：7校 44名

茨城高校、太田第一高校、太田西山高校、常陸大宮高校、小瀬高校、水戸農業高校、太子清流高校

- ・提案内容：常陸太子駅周辺観光マップ、通学時間帯のサイクルトレイン運行、オリジナルキャラクターによる車内アナウンス 等



##### ② 定期券利用者割引優待制度

沿線市町と連携し、施設・店舗等での登録店舗を拡大。

- ・登録店舗：34店舗（R6.2月末現在）
- ・利用者数：延べ460名（R6.1月末現在）
- ・割引優待例：

飲食店でドリンクMサイズ240円→100円に割引  
ホテル宿泊代10%割引、アメニティグッズ追加 等



##### ③ 中高生とのタイアップ

沿線高校等と連携し、駅近隣施設等での発表・作品展示等を実施。

- ・常陸太田市：駅前開催の夏祭り（R5.8）での吹奏楽部演奏
- ・太子町：シンポジウム（R6.1）での吹奏楽部演奏、書道パフォーマンス

##### ④ 校外学習等での水郡線利用時の運賃助成

小学校や自治会等の団体が校外学習等で水郡線を利用する際、水郡線の運賃の一部を補助。

- ・補助概要：小中学生5名以上、水郡線区間の運賃の半額（10円未満切捨）
- ・利用実績：14件、利用者延べ641名（R6.2月末現在）

##### ⑤ パーク&ライドの推進

パーク&ライドを推進する沿線市町に対し、事業費の一部を助成。

- ・補助対象：水郡線の県内区間を含む定期券の利用者が、駅周辺の月極駐車場を契約する場合の利用料金の補助  
職務上必要な出張・会食等で水郡線パーク&ライドを利用する際、従業員の有料駐車場の経費を負担する事業所への補助
- ・補助率：対象事業に係る補助費（事務費除）の1/2（上限10万円）
- ・実施市町：水戸市及び太子町で令和5年10月1日から事業開始
- ・実績見込：2件83千円

## ⑥ マイレール意識醸成シンポジウムの開催

全線開通から90周年を迎える水郡線を地域で支えていくため、機運醸成に向けたシンポジウムを開催。

- ・日 時：令和6年1月27日（土）
- ・場 所：太子町文化福社会館「まいん」
- ・参加者：361名（来賓等含む）
- ・内 容：基調講演、高校生ワークショップ代表3校発表・講評、パネルディスカッション、書道パフォーマンス、アンバサダー宣言 等
- ・その他：交通事業者及び商工会等の出店（11店）と併せ、水郡線利用者への割引を実施



## イ 観光での利用促進

### ① 沿線市町マルシェとの連携

各種イベントで水郡線利用者への優待割引を実施した事業者に対し、経費を助成。令和6年1月のシンポジウムにおいては、5店舗で優待割引を実施。

### ② 県北振興局事業等との連携

水郡線玉川村駅を舞台に、TikTok インフルエンサーがショート動画を制作し、本人アカウントから配信したほか、若年層に人気のイラストレーターが制作したポスターを、県内の道の駅や大規模商業施設等に配布・掲示。



## （3）今後の取組方針

引き続き、通勤・通学・観光での利用促進に取り組むとともに、令和6年が水郡線全線開通90周年にあたることから、沿線の新たな魅力を発信し、地域観光業の振興や水郡線の更なる利用促進につながる取組を推進。

## 5 DX推進プロジェクトの実施状況について

### (1) 課題解決策の検討・実装

#### ① 目的

急激な人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変容等を背景に、多様化する行政課題に対応するため、ビッグデータやAI（人工知能）等のデジタル技術を活用した新たな行政サービスの創出や業務改革を推進。

#### ② 概要

テーマ毎に関係課によるワーキンググループを設置し、外部専門家のサポートを受けながら、具体的な方策を検討・実装。

#### ○ R5年度の取り組みテーマ ～新しい安心安全へのチャレンジ～

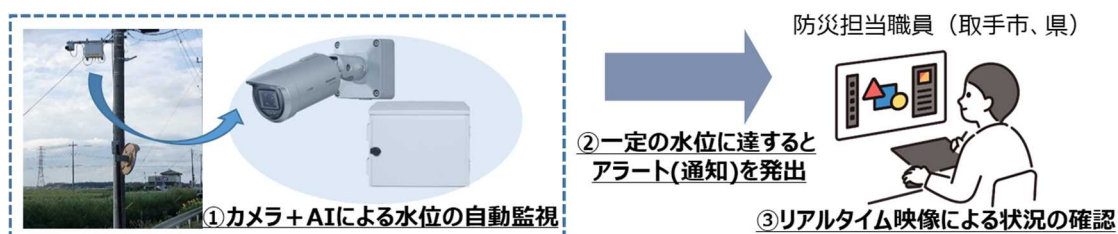
	テーマ	内 容
1	救急医療	<p>ア 実証実験の概要</p> <p>救急現場での①傷病者情報のデジタル化、②複数医療機関とのデジタルでの情報共有により、搬送時間短縮を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象エリア：水戸エリア（医療機関 16 病院） 鹿行エリア（医療機関 13 病院）</li> <li>・期 間：令和 4 年 11 月～令和 5 年 12 月</li> </ul> <p>イ 成果及び今後の展開</p> <p>救急現場滞在時間の短縮効果等を確認できたことから、令和 6 年度に更改予定の救急医療情報システム（医療政策課所管）に、実証実験で用いた機能を導入する見込み。</p>
2	児童福祉	<p>ア 実証実験の概要</p> <p>相談者との会話の自動記録・テキスト化と所内での情報共有、対応職員への助言・指示をリアルタイムで行うことで、業務の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 機 関：中央児童相談所</li> <li>・期 間：令和 5 年 11 月～12 月</li> </ul> <p>イ 成果及び今後の展開</p> <p>電話対応記録作成の負担等、業務上の課題を解決可能であることを確認できたことから、実装に向けて、各社システムの費用対効果を精査する。</p>

	テーマ	内 容
3	防災① (外水 氾濫)	<p>ア 実証実験の概要</p> <p>データや物理モデルとA Iを組み合わせ、6時間先の水位・浸水エリアを予測し、住民に対する適切な避難誘導につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象河川：藤井川、久慈川上流</li> <li>・期 間：令和5年1月～12月</li> </ul> <p>イ 成果及び今後の展開</p> <p>実際の気象において6時間前に水位を予測可能であることを確認できた。ゲリラ豪雨や線状降水帯のような豪雨への対応が課題。有用性について引き続き精査していく。</p>
4	防災② (内水 氾濫)	<p>ア 実証実験の概要</p> <p>リアルタイム映像からA Iが水位を自動監視し、危険水位を超えた場合、防災担当職員へ即時通知することで、住民の迅速・的確な避難誘導につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象エリア：取手市双葉地区</li> <li>・期 間：令和5年9月～令和6年7月</li> </ul> <p>イ 成果及び今後の展開</p> <p>平常時においてリアルタイムに水位を測定可能であることを確認できた。荒天時における実用性を検証するため、引き続き実証を継続する。</p>
5	A Iの 利活用	「6 Chat GPTの検証結果について」に記載のとおり

(参考1) 救急医療システムのイメージ



(参考2) 水位自動監視システムのイメージ





## (2) 職員研修

### ① 目的

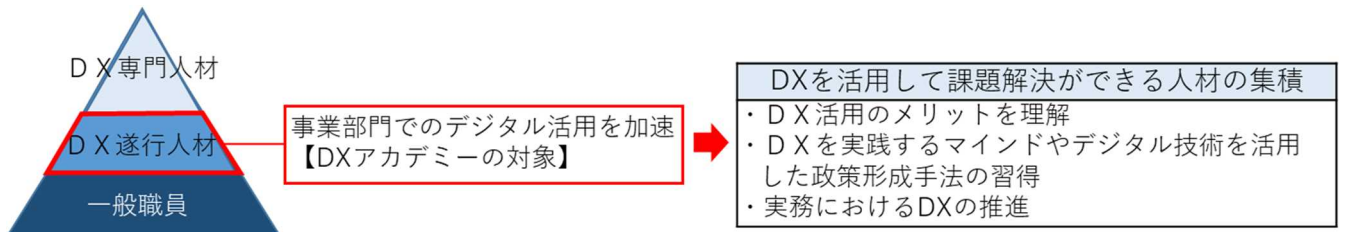
多様化する行政課題に対応するため、デジタル技術に関する知見を持ち、県民・企業のニーズに沿った施策を立案・推進することができる人材を育成。

### ② 概要

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）遂行人材を育成するため、「県職員DXアカデミー2023」を実施。

項目	内容
1 期間	令和5年8月～令和6年1月（全6回）
2 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DXの基礎学習、デジタルツール体験（VR（仮想現実）、ChatGPT等）</li> <li>・デジタル技術を活用し、行政課題解決策の立案・検証に係るワークショップ及びプレゼンテーションを実施。</li> </ul> [ワークショップのテーマ] <ol style="list-style-type: none"> <li>①子育て支援</li> <li>②児童虐待対策</li> <li>③関係人口創出</li> <li>④生物多様性保全</li> </ol>
3 対象者	主事・技師から係長級までの職員（参加者23名）

(参考) デジタル人材育成・活用の考え方



### ○ 研修受講者の声

- ・業務フローを根本的に見直すBPR（業務改革）の考え方は大変勉強になった。日常業務を新たな視点で見直し、デジタル技術を利用して効率化したい。
- ・多くのデジタルツールに触れることができた。また、利用者目線で課題を検討する際の要領を得られた。
- ・研修で学んだデジタル技術に関する知識やDX遂行人材としてのスキル、マインドを業務に活かしていきたい。等



[デジタルツール体験の様子]



[グループワークの様子]

## 6 ChatGPTの検証結果について

### (1) 目的

人口減少時代に、限られた職員数で、多様化・複雑化する行政課題に対応していくため、ChatGPT等の生成AIを活用した業務の効率化に取り組む。

### (2) 概要

入力情報が外部に流出しない環境を構築したうえで、生成AIの業務における活用策を検討。

#### ① 基本機能を活用した業務効率化

庁内各部局とワーキンググループ（29名）を立ち上げ、実業務を題材に生成AIの基本機能を使用し、業務効率化が図れるか検証。

#### ② 基本機能＋機械学習による業務効率化

生成AIが法令等を参照する仕組みを構築し、職員の間いに対する回答の精度や業務活用の可否について検証。

### (3) 検証結果

県のような業務で生成AIを活用でき、業務を効率化できることを確認。

#### ① 基本機能を活用した業務効率化

- ・表計算ソフトExcelのマクロなどコードの作成やアイデア出し、文章の案の作成等に特に有効。
- ・文章の翻訳はこれまで60分以上要していたものを数分に短縮。
- ・生成AIの導入により1カ月あたり127分／人の時間短縮効果が見込める。

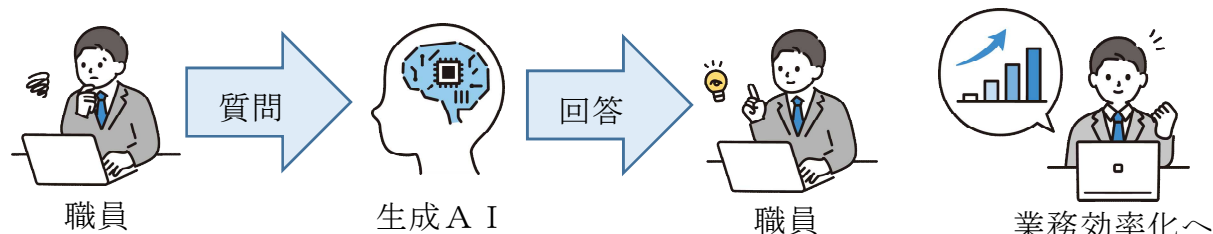
#### ② 基本機能＋機械学習による業務効率化

- ・生成AIによる回答と合わせ、その根拠を提示することで、業務に関する不明・疑問解消に要する時間と根拠資料を探す時間の約25%を削減。

### (4) 今後の展開

- ① 県専用環境の構築と、法令等の学習を継続して実施できる態勢を整え、全庁に展開。
- ② ChatGPT活用ガイドラインの策定（令和6年2月）に加え、職員向けの研修を実施するなど、業務における利用を促進。

(参考) 生成AIの活用イメージ



## 7 令和3年度茨城県県民経済計算推計結果について

### ○ 概要

令和6年2月26日に茨城県が令和3年度県民経済計算推計結果を公表。

県内総生産（名目）	14兆5,391億円	（前年度 13兆7,497億円）
名目経済成長率	5.7%	（同 -2.1%）
実質経済成長率	6.6%	（同 -3.2%）
1人当たり県民所得	343万8千円	（同 313万6千円）

※ 全国順位は内閣府の全都道府県集計結果公表時（今回は令和5年9月29日）に判明

表 年度別推移（過去5年間）

	県内総生産（名目）			1人当たり 県民所得		〔参考〕 1人当たり 国民所得	
	（億円）	名目経済 成長率 （%）	実質経済 成長率 （%）	（千円）	対前年度 増加率 （%）	（千円）	対前年度 増加率 （%）
平成29年度	142,487	6.4	6.7	3,370	7.0	3,157	2.2
平成30年度	143,465	0.7	0.7	3,386	0.5	3,181	0.8
令和元年度	140,427	-2.1	-2.5	3,320	-1.9	3,181	0.0
令和2年度	137,497	-2.1	-3.2	3,136	-5.5	2,980	-6.3
令和3年度	145,391	5.7	6.6	3,438	9.6	3,153	5.8

### （参考）

#### （1）令和3年度の日本経済の状況

- 新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言等が断続的に発出され、外食や旅行等の消費に弱さがみられたが、10月より経済社会活動の水準が段階的に引き上げられ、個人消費や設備投資は前年度水準を上回った。
- 諸外国は日本に先立って行動制限を緩和しGDPがコロナ前の水準を回復し、このような海外経済の改善を受け輸出が増加した。
- 半導体など部品供給不足が自動車の生産・輸出に大きな影響を与えた。

#### （2）本県の状況

- 経済成長率は、主に製造業、次いで建設業の増加が牽引し、名目・実質ともに国を大幅に上回り、県内総生産（名目）及び1人当たり県民所得は本県の過去最高額となった。  
（国の経済成長率は、名目2.7%、実質2.8%）
- 国においては、主力の自動車産業が部品供給不足により伸び悩んだ一方、本県は、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う国内外の設備投資需要を取り込み、鉄鋼や生産用機械などの生産が大幅に増加した。

## 8 県北振興の取組について

### (1) 県北中小企業意識改革事業

#### ○ 目的

県北地域の中小企業の経営者を対象に、本質的な経営課題に対する「気づき」を促すセミナーを開催するとともに、ビジネスプランの策定支援を行い、企業の新事業展開を促進。

#### ○ 概要

##### ① セミナーの開催

- ・経営基盤の強化を支援するセミナー（3回 延べ77名参加）
- ・異業種との共創対話を支援するセミナー（3回 延べ166名参加）

##### ② ビジネスプランの策定支援（アイデアソンの開催）

- ・公募により選定した10社のビジネスプランについて、多様な参加者がアイデアを出し合うアイデアソンの手法を活用した磨き上げを行い、中小企業の新事業展開を促進（6回 延べ364名参加）。
- ・最終報告会の開催（開催日：令和6年1月20日（土） 参加者数175名）

#### ○ 実績

アイデアソンによるビジネスプランの磨き上げにより、新製品の開発や販路拡大、異業種への進出など、新たなビジネスプランが策定され、事業化に向けて動き出す事例も見られた。

(参考) アイデアソン最終報告会受賞企業一覧

区分	受賞企業名（所在地） ○ビジネスプラン
茨城県知事賞	株式会社菊池精機（日立市） ○自社製品による宇宙ビジネスへの進出
優秀賞	株式会社佐々木製作所（北茨城市） ○射出成型を活かしたゴルフグリップの開発と海外販路拡大
オーディエンス賞	DAIGO SAUNA（大子町） ○DAIGO SAUNAからはじまる大子のまちづくり

[アイデアソンの様子]



## (2) 県北起業家育成事業

### ○ 目的

県北地域における地域課題をビジネスにより解決するため、茨城県北地域おこし協力隊（起業・複業型）への活動支援や起業家育成講座の開催を通じて起業家を育成し、地域を活性化。

### ○ 概要

#### ① 茨城県北地域おこし協力隊（起業・複業型）の委嘱・育成

- ・地域課題の解決等につながるビジネスに取り組む地域おこし協力隊の委嘱と、ビジネスプランの実現に向けた伴走支援。

#### ② 起業家育成講座の開催

- ・ビジネスプランの策定等を支援する講座の開催を通じた起業家の育成。

### ○ 実績

令和元年度の事業開始以降、30名の地域おこし協力隊を委嘱し、21名が起業を実現したほか、起業家育成講座受講者からビジネスプランの実現に向けた活動が見られる。

(参考) 地域おこし協力隊の隊員数と起業実現者の推移 (単位: 人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
新規委嘱者	3	0	8	9	10	30
年度末隊員数	3	3	11	17	25	-

(参考) 隊員による地域課題の解決等につながるビジネス例

区分	人数	事業内容
任期中	18名	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業や自治体の「課題」と「副業・兼業人材」をつなぐマッチングプラットフォーム「Otanom i」の運営</li><li>・生成AIを駆使した新興国等のビジネス情報の提供による海外展開支援</li><li>・地域資源を活かした観光コンテンツ等の企画・制作</li><li>・日立アボカドを起点とし、業界の垣根を越えた新産業創出</li><li>・空き家に新たな役割を創るプロジェクト など</li></ul>
任期終了者	3名	<ul style="list-style-type: none"><li>・コーヒーと家具の店（2名での共同経営）</li><li>・移動式あそび場の運営等</li></ul>
合計	21名	

## 9 県北振興チャレンジプランの改定について

---

### (1) 目的

現行プランの計画期間（令和3年度～令和5年度）が終了することから、地域の目指す将来像の実現に向けて、今後3か年度の指針となるよう改定。

### (2) 主な改定内容

#### ○ 名称の変更

- ・ 県北地域で生み出された成果を、他の人口減少が進む地域にも波及させることにより、県全体の新たな成長と、持続可能な地域の実現につなげていく、県北地域の「次のチャレンジ」をイメージできる名称として『チャレンジプランNEXT 県北からはじまる、活力があり、持続可能な地域の実現』に変更。

#### ○ 施策体系の整理

- ・ 臨海部及び山間部など地域の特性や強みを活用した施策を、市町の境界にとらわれずに展開する内容に改定。

#### ○ 指標の設定

- ・ 目指す将来像に向けた達成度を定量的に把握するため新たに指標を設定。

### (3) 改定後プランの概要

#### ○ 目指す将来像

「活力があり、持続可能な地域」

#### ○ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

#### ○ 対象地域

日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町

#### ○ 施策の体系

- ・ 施策を「仕事づくり、にぎわいづくり、人づくり」に区分
- ・ 地域特性を「臨海部、山間部」に区分

#### ○ 指 標

- ・ 新製品等の開発や新ビジネスを創出した件数
- ・ 生産農業所得（販売農家1戸当たり）
- ・ 県北6市町の入込客数（延べ人数）
- ・ 県北地域で創業した人が生み出した雇用等の人数

参考：チャレンジプランNEXT（全体版）

# チャレンジプランNEXT

県北からはじまる、活力があり、持続可能な地域の実現

2024（令和6）年 月 日

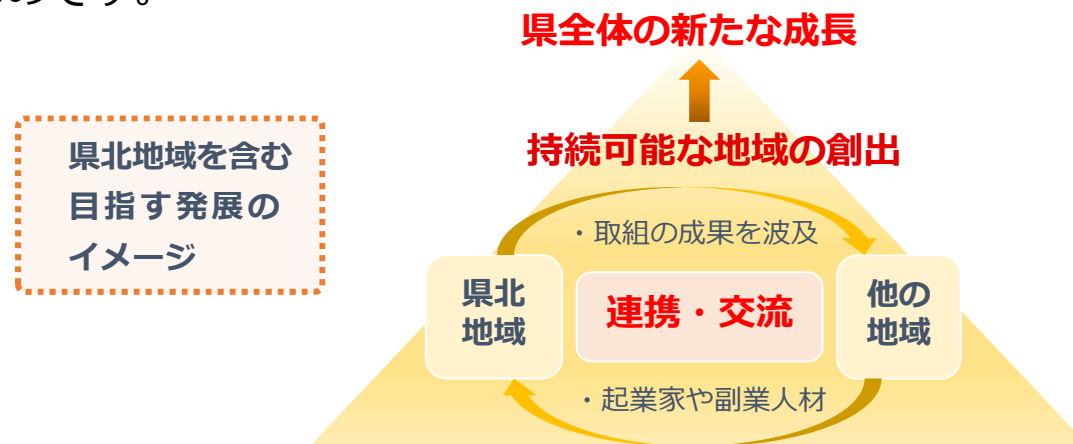
（2021（令和3）年3月18日更新）

（2019（平成31）年2月20日策定）

茨城県

## 改定の趣旨

- ▶ これまで県北振興チャレンジプランにおいては、県総合計画が示す課題や方針等を踏まえて、「仕事づくり、人づくり、にぎわいづくり」を柱に、ものづくり産業の集積や、豊かな自然環境を活かした観光、農林水産業など、県北の地域特性に着目した取組を進め、地域経済の活性化や新たな人の流れを生み出してきました。
- ▶ 一方、**経済活動はひとつのエリアに収束するものではなく、さらなる県北地域の活性化を進めるためには、ヒトやモノの循環をより広域的に捉える視点が求められています。**県北にとどまらず、各地域が有する資源、文化、人材等を活用した経済交流を進め、相互の強みを活かしながら共生し、自らの地域の課題は自らが解決するという意欲ある人材を育み、地域の自立と成長を促していくことが重要です。
- ▶ 加えて、県北地域で生み出された取組を、他の人口減少地域等にも波及させることにより、持続可能な地域を創出し、県全体の新たな成長につなげていくことが必要であります。
- ▶ 本プランは、地域の目指す将来像を県民の皆様と共有し、**地域の方々が協働しながら自ら課題を解決し続け、持続的に発展していく地域とするための指針**となるよう改定するものです。





## 目指す将来像 「活力があり、持続可能な地域」

- ▶ 県北地域は、臨海部と山間部でその特性が異なり、臨海部では、電気・機械産業などのものづくり企業が多く集積しているほか、変化に富んだ海岸線や豊富な漁業資源にも恵まれています。また、山間部では、久慈川、那珂川などの清流や山並みの豊かな緑など自然環境に恵まれ、農林業や観光業が主要産業として、地域経済を支えています。
- ▶ こうした特性や強みを活かしつつ、取組を一つの地域に収束させるのではなく、外部からの新しい考え方やエネルギーを取り入れながら経済活動を広げていくことが、今後はより強く求められます。本プランでは、目指す将来像として「活力があり、持続可能な地域」を掲げ、地域内外の多様な力を結集させながら、地域における主体的な活動と、ヒト・モノの好循環とを生み出し、県北地域はもとより県全体の発展を目指します。

## 計画期間 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

【本プランの対象地域】 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町

# 将来像を実現するための基本的な考え方

## □ 地域の強みを活かした活性化を図ろう！

県北地域における臨海部及び山間部の特性や「強み」を相互に活用し、ひとつの地域にとどまらず、広域的な視点から施策を展開することで相乗効果を生み出し、近隣地域等との共生と活力創出を目指します。

若者が、「ここに住みたい、ここで働きたい」と思える魅力ある雇用を生み出し、地域への新たな人口流入と流出抑制につなげます。

## □ 多様な力を集結させよう！

地域の発展を担う人材の育成や地域外からの人材の活用、リーダーの発掘、人的ネットワークの構築を図り、多様な力でつながる主体的な地域づくり活動を支援します。

新たな価値を生み出す主体的な活動が推進することで、人口減少が進む地域でもチャレンジできることに注目してもらい、多様な人材を集結させます。

## □ 好循環による波及効果を生み出そう！

ヒト・モノの循環を広げていくことで、さらなる地域間の経済交流・連携を創出し、地域の活力と魅力を一層高めます。住民の地域に対する自信と誇りを育み、地域が自ら課題を解決し続ける「活力があり、持続可能な地域」を実現していきます。



このような考え方を踏まえ、目指すべき将来像の実現に向けて、**やりがいを感じる仕事づくり、活力あふれる地域のにぎわいづくり、地域の発展を担う人づくり**、の3つを柱として、地域の特性や強みを最大限に活かしつつ、より広い観点に立って施策に取り組むことにより、**県北地域はもとより県全体の発展**を目指します。

# 施策の体系

## 仕事づくり



### 臨海部

- ▶ ものづくり企業の競争力強化
- ▶ 企業間交流や産学官連携の促進
- ▶ 水産業の成長産業化

### 山間部

- ▶ 高付加価値化による収益性の高い農業の推進
- ▶ 林業の成長産業化



## にぎわいづくり

### 臨海部

- ▶ 海岸エリアの地域資源を活かした観光振興
- ▶ 地域の魅力発信等による交流人口・関係人口の拡大

### 山間部

- ▶ 山沿いエリアの地域資源を活かした観光振興
- ▶ 地域の魅力発信等による交流人口・関係人口の拡大
- ▶ 対流を創出する道路網



～目指す将来像～

**活力があり、  
持続可能な地域**

## 人づくり

### 臨海部

- ▶ 臨海部の強みを活かした地域経済の活性化等に取り組む人材の育成・確保

### 山間部

- ▶ 山間部の強みを活かした地域経済の活性化等に取り組む人材の育成・確保



# 施策の推進方向



## 臨海部

### ◆仕事づくり

- ✓ものづくり企業の競争力強化
- ✓企業間交流や産学官連携の促進
- ✓水産業の成長産業化

- ▶ ものづくり企業の高い技術力を活かした新製品・新技術の開発や新分野への進出支援、国内外への新たな販路開拓支援
- ▶ つくばをはじめとする他地域のベンチャー・研究機関などの独創的なアイデアや最先端科学技術と、ものづくり企業の技術力を事業化に結びつける産学官連携の取組促進
- ▶ 水産物のブランド化の取組支援
- ▶ 茨城港日立港区の脱炭素化の促進

### ◆にぎわいづくり

- ✓海岸エリアの地域資源を活かした観光振興
- ✓地域の魅力発信等による交流人口・関係人口の拡大

- ▶ ロングトレイルやサイクルツーリズムなど、アドベンチャーツーリズム等の推進
- ▶ 地域資源を活かしたインバウンド誘客の促進
- ▶ 海・山・川・湖のアウトドア資源を活用した体験型観光の創出支援
- ▶ 臨海部の企業等と東京圏のフリーランス人材・企業との持続的な関係構築や、海沿いエリア等への移住促進
- ▶ 日立市かみね動物園へのパンダ誘致推進

### ◆人づくり

- ✓臨海部の強みを活かした地域経済の活性化等に取り組み人材の育成・確保

- ▶ 臨海部の地域資源を活かして、新たな仕事を生み出す起業家や副業人材の活動支援
- ▶ 研究開発ができる人材の確保に向けた取組の支援
- ▶ 広域的な経済活動の展開を促進する、地域内外の人材の活用
- ▶ 高校生等を対象としたアントレプレナーシップの育成

# 施策の推進方向



## 山間部

### ◆仕事づくり

- ✓高付加価値化による収益性の高い農業の推進
- ✓林業の成長産業化

- ▶ 企業等の参入のための環境整備、山間部の地域資源を活用した観光産業の振興
- ▶ 有機農業や果樹農業など、高付加価値な農産物の生産拡大
- ▶ 林業の成長産業化に向けた取組の支援

### ◆にぎわいづくり

- ✓山沿いエリアの地域資源を活かした観光振興
- ✓地域の魅力発信等による交流人口・関係人口の拡大
- ✓対流を創出する道路網

- ▶ ロングトレイルやサイクルツーリズムなど、アドベンチャーツーリズム等の推進【再掲】
- ▶ 地域資源を活かしたインバウンド誘客の促進【再掲】
- ▶ 常陸国ブランドがイメージできるまちづくり
- ▶ 山・川・湖のアウトドア資源を活用した体験型観光の創出支援
- ▶ 山間部の企業等と東京圏のフリーランス人材・企業との持続的な関係構築や、里山エリア等への移住促進
- ▶ J R水郡線の利用促進及び沿線地域の活性化
- ▶ 水戸外環状道路、茨城北部幹線道路の事業化に向けた調査等

### ◆人づくり

- ✓山間部の強みを活かした地域経済の活性化等に  
取り組む人材の育成・確保

- ▶ 山間部の地域資源を活かして、新たな仕事を生み出す起業家や副業人材の活動支援
- ▶ 農村地域の活性化に関わる人材の育成
- ▶ 農林業における意欲ある担い手の育成・確保
- ▶ 広域的な経済活動の展開を促進する、地域内外の人材の活用【再掲】
- ▶ 高校生等を対象としたアントレプレナーシップの育成【再掲】

# 指標

目指す将来像に向けた達成度を定量的に把握するための指標を設定します。  
本指標に基づき具体的な取組を進めることで、3年後の目標達成と、強い製造業、強い農林水産業への構造転換及び観光振興等を図り、目指す将来像の実現を目指します。

指標	現状値	目標値
県の支援により新製品等の開発や新ビジネスを創出した件数	22件 (2022年度)	51件 (2024~26年度累計)
生産農業所得（販売農家1戸当たり）	411万円 (2022年)	600万円 (2026年)
県北6市町の入込客数（延べ人数）	897万人 (2019年)	1,005万人 (2026年)
県の支援により県北地域で創業した人が生み出した雇用等の人数	51人 (2023年度)	300人 (2026年度末累計)

# 【参考データ】

## 県北地域 (日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町)

### 【県北地域の人口】

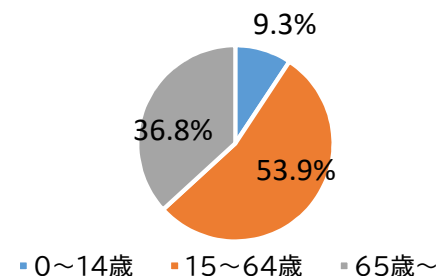
(単位：人)

人口総数	0～14歳	15～64歳	65歳～
334,595	30,912	178,176	121,564

※出典：茨城県常住人口調査（2023（令和5）年1月1日現在）

※年齢不詳人口は各年齢区分に含めないため、総数とは一致しない

### 年齢区分別構成割合



### 【地域別高齢化率】

(単位：%)

茨城県	県北地域	県央地域	鹿行地域	県南地域	県西地域
30.8	37.2	29.6	31.2	28.8	31.8

※出典：茨城県常住人口調査（2023（令和5）年10月1日現在）

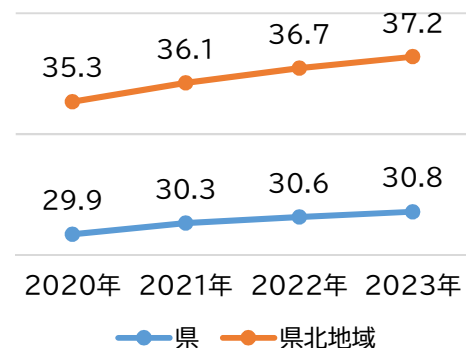
### (参考) 高齢化率の推移

(単位：%)

	2020年	2021年	2022年	2023年
茨城県	29.9	30.3	30.6	30.8
県北地域	35.3	36.1	36.7	37.2

※高齢化率は、人口に占める65歳以上の割合

### 高齢化率の推移



## 【参考データ】

### 【直近5年間の人口増減数】

(単位:人)

	2023(R5) 年1月1日 人口	2018(H30) ~ 2022(R4) 増減計	2022 (R4) 増減	2021 (R3) 増減	2020 (R2) 増減	2019 (H31) 増減	2018 (H30) 増減
茨城県	2,837,570	▲71,215	▲10,564	▲17,243	▲13,826	▲14,695	▲14,887
県北地域	334,595	▲28,311	▲5,934	▲5,934	▲5,468	▲5,782	▲5,193
県央地域	697,444	▲18,268	▲3,816	▲3,934	▲3,657	▲3,429	▲3,432
鹿行地域	262,954	▲9,936	▲2,065	▲2,877	▲1,850	▲1,523	▲1,621
県南地域	1,013,571	8,860	4,708	1,138	1,684	661	669
県西地域	529,006	▲23,560	▲3,457	▲5,636	▲4,535	▲4,622	▲5,310
日立市	168,409	▲12,606	▲2,814	▲2,767	▲2,403	▲2,535	▲2,087
常陸太田市	46,434	▲4,801	▲1,020	▲1,039	▲832	▲919	▲991
高萩市	26,608	▲2,363	▲548	▲449	▲447	▲455	▲464
北茨城市	40,438	▲2,752	▲517	▲687	▲546	▲503	▲499
常陸大宮市	37,900	▲3,489	▲646	▲574	▲811	▲791	▲667
大子町	14,806	▲2,300	▲389	▲418	▲429	▲579	▲485

※出典:茨城県常住人口調査



## 【参考データ】

### 【工業の状況】

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	単位：所	構成比(%)	単位：人	構成比(%)	単位：億円	構成比(%)
茨城県	4,813		264,266		121,773	
<b>県北地域</b>	664	13.8	38,022	14.4	17,787	14.6
<b>県央地域</b>	857	17.8	46,346	17.5	16,042	13.2
<b>鹿行地域</b>	420	8.7	25,881	9.8	21,534	17.7
<b>県南地域</b>	1,162	24.1	74,923	28.4	33,364	27.4
<b>県西地域</b>	1,710	35.5	79,094	29.9	33,045	27.1
<b>日立市</b>	276	5.7	21,039	8.0	12,094	9.9
<b>常陸太田市</b>	89	1.8	2,069	0.8	384	0.3
<b>高萩市</b>	49	1.0	3,137	1.2	1,091	0.9
<b>北茨城市</b>	119	2.5	6,918	2.6	2,603	2.1
<b>常陸大宮市</b>	96	2.0	4,064	1.5	1,473	1.2
<b>大子町</b>	35	0.7	795	0.3	142	0.1

※出典：2020（令和2）年茨城の工業統計表（2021（令和3）年経済センサス-活動調査 産業別集計結果）

※製造業に属する事業所（4人以上）対象

※合計値等が一致しない場合あり

## 【参考データ】

### 【面積等の基本データ】

	面積 (km <sup>2</sup> )	総生産 (兆円)	1人当たり所得 (百万円)	農業産出額 (兆円)	製造品出荷額等 (兆円)	商品販売額 (兆円)
	2021(R3).10.1	2020(R2)年度	2020(R2)年度	2021(R3)年	2020(R2)年	2020(R2)年
県北地域	1,652	1.57	2.84	0.02	1.78	0.50
県央地域	1,145	3.30	3.11	0.08	1.60	2.52
鹿行地域	754	1.46	3.28	0.11	2.15	0.52
県南地域	1,514	4.52	3.15	0.08	3.34	1.97
県西地域	1,030	2.91	3.08	0.12	3.30	0.97

### (参考) 地域ごとの構成市町村

県北地域	(日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町)
県央地域	(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)
鹿行地域	(鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市)
県南地域	(土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町)
県西地域	(古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町)

令和 6 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

令和 5 年度県出資法人等経営評価結果

○鹿島都市開発株式会社	2
○鹿島臨海鉄道株式会社	3

令和 6 年 3 月 15 日

政 策 企 画 部

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※( )書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	鹿島都市開発(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和4年度は、ホテル事業において、鹿島臨海コンビナートの定期修理に伴う宿泊需要の増加等により、180百万円増収(前期比21.5パーセント増)のほか、不動産事業、施設管理事業でも増収となり、経常利益は法人全体で338百万円(前期比61.5パーセント増)、当期純利益は321百万円となった。</p> <p>法人は、これまで経営改善に向けて様々な取組を進めてきたが、ホテル事業については、今後運転資金を確保し、将来必要な大規模修繕の費用捻出が困難との見込みから、ホテル事業等を譲渡し、併せて鹿島セントラルビルの売却により、民間資本による施設の維持と法人の経営改善を図る方針を打ち出し、現在、事業譲渡等の公募を行っているところである。</p> <p>ホテル事業等の譲渡に当たっては、利用者や関係者等にできる限り影響がないように留意しながら進められたい。</p> <p>また、ホテル事業等の譲渡後においては、引き続き、これまでに培った技術力を生かし、施設管理事業や設計管理事業を中心に、地域のインフラを支える企業として社会に貢献するとともに、県からの無利子借入金の計画的な償還や債務超過の解消に向けて、継続的な収益の確保や効率的な事業運営による経営改善に努められたい。</p>	<p>法人は、見直しを行った第四次中期経営計画に基づき、売上拡大や経費削減に努めた結果、令和4年度は、法人全体として経常利益及び当期純利益ともに増益となり、コロナ禍から回復傾向にはあるものの、コロナ禍以前(令和元年度)と比較すると、完全に回復したとは言えない状況が続いている。</p> <p>特にホテル事業においては、令和4年度はレストランでの販売価格の見直しやニーズに合わせた宿泊プランの提供などにより増収とはなったが、直近5年間で赤字が続いており、施設管理事業などの他事業がホテル事業の赤字を補填する経営状況となっている。</p> <p>現在の経営状況では、今後見込まれる大規模修繕費用の捻出が困難であることに加え、将来的に必要な運転資金の確保が困難となるおそれがあることから抜本的な経営改革が求められており、今回ホテル事業等を譲渡することにより、民間資本を活用して地域を代表するホテルを残すとともに、経営改善を図る。</p> <p>また、譲渡に当たっては、従業員の雇用確保や高速バスターミナルの機能維持などを条件にするとともに、譲渡日前後においても営業を継続し、ホテル利用者に影響がないよう優先交渉権者と調整を行う。</p> <p>事業譲渡後は、残存する施設管理事業・設計管理事業等においては、黒字を見込んでおり、これまで蓄積したノウハウを生かし、地域のインフラに貢献していくとともに、債務超過の解消に向け、今後も継続的な収益確保ができるよう努めていく。</p> <p>県としては、ホテル事業等の譲渡が円滑に進むよう法人と連携するとともに、事業譲渡後も残存する事業で法人が継続的・安定的に経営できるよう県貸付金の償還計画の見直しを始め、計画的な償還や債務超過の解消に向け、引き続き指導を行っていく。</p>
			前期損益	当期損益	利益剰余金		
		決算	△1,230,635千円	321,048千円	△5,775,970千円		
	<大いに改善を要する>	資産	負債	純資産			
	地域振興課	2,947,945千円	7,243,115千円	△4,295,170千円			

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※( )書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
2	鹿島臨海鉄道(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和4年度は、貨物輸送量は自動車産業の生産調整や鹿島臨海コンビナートの大規模定期修理の影響を受け減少したものの、旅客輸送量は新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限がなかったことなどにより前年度を上回り、売上高は954百万円(前期比4.8パーセント増)となった。しかし、営業利益は△82百万円(前期差10百万円増)、当期純利益は△59百万円(前期差2百万円増)と、赤字幅は減少したが、平成30年度以降5期連続で赤字を計上している。</p> <p>旅客事業については、沿線人口の減少等が今後も続くと考えられることから、「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」や沿線企業等との連携による利用促進等により収支改善を図りたい。</p> <p>貨物事業については、トラック輸送の運賃上昇やカーボンニュートラルへの対応など、荷主企業におけるモーダルシフト(トラック輸送から鉄道輸送への転換)が見込まれることから、新規荷主の獲得のための営業強化やJR貨物等との連携強化など、サービスの向上に努め、収益拡大を図りたい。</p> <p>なお、引き続き安全な運行を堅持するため、施設の老朽化対策として、国、県、沿線市町の補助金等を活用した鉄道施設の維持管理及び更新を計画的に実施し、地域の基幹的な公共交通機関として貢献されたい。</p> <p>県所管課は、沿線地域の公共交通を維持確保していく観点から、引き続き沿線市町との協力体制を堅持されたい。</p>	<p>法人は、沿線市町の人口減少の進行や物価上昇などの影響を受け、厳しい経営環境に置かれている。</p> <p>旅客輸送については、引き続き「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」などと連携し、大洗鹿島線の利用促進策を展開し、年間旅客輸送人員の回復を図っていく。</p> <p>貨物輸送については、31フィートコンテナの取扱いや駅構内におけるトラックからコンテナへの積替サービスなど、顧客ニーズに応じた柔軟なサービスの提供により新規荷主を獲得し収益拡大に努めるとともに、物流の2024年問題の解決やカーボンニュートラルに貢献していく。</p> <p>また、安全輸送を確保するため、整備投資計画に基づく安全施設等の修繕・更新等について、沿線市町と一体的な支援を継続していく。</p>
			1,226,000千円	362,000千円	29.5%		
	決算	前期損益	当期損益	利益剰余金			
		△61,494千円	△59,227千円	1,729,559千円			
<改善の余地あり>	資産	資産	負債	純資産			
交通政策課		4,300,388千円	1,344,829千円	2,955,559千円			

令和 6 年第 1 回定例会  
総務企画委員会説明資料

令和 5 年度 決算特別委員会  
事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

令和 6 年 3 月 15 日  
政策企画部

## 令和5年度 決算特別委員会 事務事業の見直し、改善の申し入れへの対応状況一覧

### 【部局名：政策企画部】

No.	申し入れの項目 (担当課)	申し入れの内容	R 6 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	<p>県畜産試験場跡地の有効活用について (地域振興課) ※総務部、産業戦略部、立地推進部でも対応</p>	<p>県畜産試験場跡地については、単純な売却を避け、地元の県立IT未来高校の開校を踏まえて、IT関係の企業の本社機能誘致や、インキュベーション施設の整備など、本県IT関係の拠点として整備する構想を構築して、有効活用を図るべきである。</p> <p>また、同跡地の一部は、友部リトルシニアの球場として手作りで整備し、関東地区のリトルシニアのメッカとして多くのチームが訪れて交流試合が行われている。恒久的に使用できるように検討されたい。</p>	—	<p>畜産試験場跡地の有効活用については、担当部や関係部の取組について、地域振興の観点で協力・連携していく。</p> <p>(参考：管財課)</p> <p>旧畜産試験場跡地の一部については、友部リトルリーグ及び友部リトルシニアの活動を目的とした笠間市教育委員会からの申請に基づき、貸し付けを行っているところ。</p> <p>当該用地に係る今後の方針について、関係部局とともに検討していく。</p> <p>(参考：技術革新課)</p> <p>畜産試験場跡地の有効活用については、担当部や関係部の取組について、産業振興の観点で協力・連携していく。</p> <p>(参考：立地整備課)</p> <p>成長分野における本社機能の移転をはじめ、優良企業の誘致など、地域経済の活性化や質の高い雇用につながるよう、利活用の取組を進めていく。</p>

2	水道の基盤強化について (水政課)	市町村の水道施設・水道管の耐震化等の取組に対して、国補助に該当しない市町村を含めて県独自の補助を検討するなど、災害に強い水道整備を推進すること。	<p>国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、県内水道事業者の水道施設の耐震化を推進している。</p> <p>○生活基盤施設耐震化等交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5 当初:2,129,841 千円 ( - 千円)</li> <li>・R6 当初: 561,059 千円 ( - 千円)</li> </ul> <p>※ ( ) は一財</p>	<p>生活基盤施設耐震化等交付金の補助率の引上げや採択要件の緩和など制度の拡充を国に求めている。</p> <p>また、水道事業の広域連携を進める中で、施設の統廃合を含めた最適配置を検討するとともに、広域連携を進める事業者が活用できる交付金により施設の耐震化を進めていく。</p>
3	県北振興について (県北振興局)	<p>将来人口の大幅な減少が見込まれる県北地域の振興は県政の重要な課題である。</p> <p>起業型地域おこし協力隊の活動や常陸国ロングトレイルの整備など様々な取組を行っているが事業が硬直化していると考え。予算の増額を含め新たな地域振興策に取り組むこと。</p>	<p>回復する国内外の観光需要を県北地域に取り込み消費拡大を図るため、予算拡充により新たな取組を実施する。</p> <p>○県北ニューツーリズム関連事業</p> <p>県北地域の豊かな自然環境を活かした「常陸国ロングトレイル」を核に、国内外からの誘客促進に取り組むほか、県北地域山間部を中心とする周遊イベントを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5 当初: 61,496 千円 ( 35,000 千円)</li> <li>・R6 当初: 140,501 千円 (111,122 千円)</li> </ul> <p>※ ( ) は一財</p>	<p>県北振興の指針として改定を進める「チャレンジプラン」に基づき、ものづくり企業の集積や、豊かな自然環境を活かした観光、農林水産業など、地域の特性や強みを最大限に活かした取組を部局横断的に推進していく。</p>



## 令和 6 年 第 1 回定例会 総務企画委員会資料

## 提出議案等補足資料（令和 6 年度関係）

## 第 1 号議案 令和 6 年度茨城県一般会計予算

- ・ いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進関連事業・・・ 2
- ・ シン・いばらきメシ総選挙 2024 開催準備事業…………… 4
- ・ 水郡線活性化支援事業…………… 6
- ・ T X 県内延伸構想推進事業…………… 8
- ・ 県北ニューツーリズム関連事業…………… 10

## 第 29 号議案

- 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条例…………… 12

## 第 30 号議案

- つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例…………… 13

## 第 31 号議案

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する  
条例の一部を改正する条例…………… 14

令和 6 年 3 月 15 日

政 策 企 画 部

## 主要事業等の概要（案）

政策企画部 地域振興課

事業名又は議案の 名 称	いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進事業
1 予 算 額	34,862千円
2 現況・課題	臨海部にCO <sub>2</sub> を大量排出する産業を抱える本県においては、カーボンニュートラル（CN）の実現に向けた取組が極めて重要であることから、2021年5月のプロジェクト立ち上げ以降、知事をトップとする官民協議会の実施や、モデル構築から企業が行う実現可能性調査、設備投資にいたるまでの一貫した支援体制の構築などにより、取組を進めている。
3 必要性・ねらい	全国に類を見ない支援制度なども活用し、民民連携による取組を強力に後押しするとともに、水素やアンモニアといった新エネルギーのサプライチェーン構築やコンビナートのエネルギー構造転換を図るなどにより、高い競争力を持つ産業拠点の創出につなげる必要がある。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>本県のポテンシャル（茨城港・鹿島港の存在と関連産業や研究機関の集積）を活かし、新エネルギーの導入やサプライチェーン構築等の新産業の拠点創出に向けた施策づくり（個別プロジェクトの創出）を進める。</p> <p>○新エネルギーの導入やサプライチェーン構築等に向けて民間企業が行うフィジビリティスタディを支援。</p> <p>【補助先】 CNの先進的な取組を行う民間企業</p> <p>【補助対象経費】 民間企業がカーボンニュートラルに係るフィジビリティスタディ（実行可能性調査）の支援</p> <p>【補助スキーム】 県2／3以内（補助対象：民間企業）</p> <p>【積算】 @15,000千円 × 2事業者 = 30,000千円</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>(参考1) 主ないばらきCN産業拠点創出推進関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先導モデル創出推進〔科学技術振興課〕(50,000千円)</li> <li>・アンモニアサプライチェーン構築実行可能性調査の伴走支援〔科学技術振興課〕(30,000千円)</li> <li>・民間プロジェクトにあわせた港湾機能高度化に向けた調査〔港湾課〕(16,000千円)</li> </ul> <p>(参考2) 民間企業が行うフィジビリティスタディ（実行可能性調査）への補助の採択状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者：3社による共同事業（鹿島南共同発電（株）、川崎重工業（株）、ENEOS（株））</li> <li>・事業名：鹿島地区水素事業実施可能性調査</li> <li>・採択年月日：令和5年12月14日</li> <li>・決定額：12,405千円</li> </ul>



# いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進関連事業

【R6当初予算額 131百万円】

(R5当初予算額 132百万円)

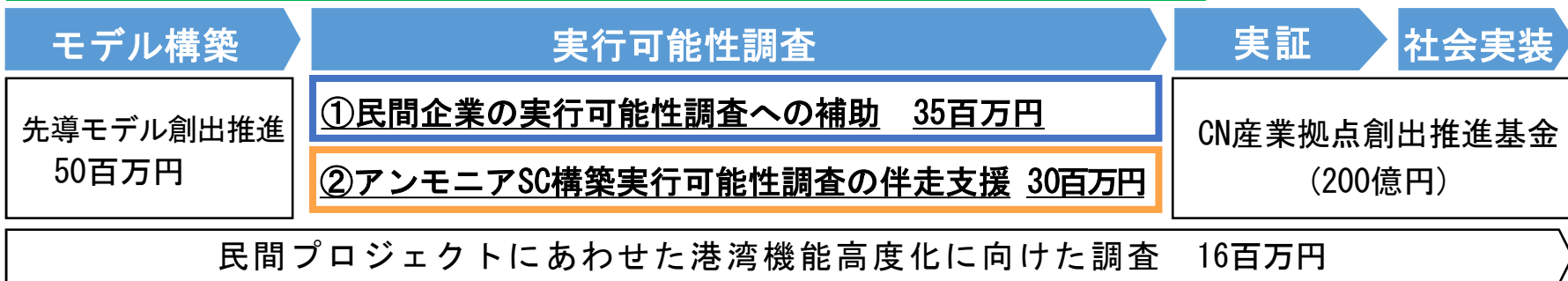
政策企画部地域振興課鹿行G (029-301-2730)

産業戦略部技術振興局科学技術振興課研究開発推進G (029-301-2499)

土木部港湾課計画・調整G (029-301-4526)

茨城港・鹿島港の2つの国際港湾と大規模製造業等の集積を活かし、モデル構築から設備投資までの一貫した支援により、カーボンニュートラルの実現に不可欠な水素・アンモニアのサプライチェーン（SC）構築等を通じた新たな産業拠点の創出を推進します。

## カーボンニュートラル産業拠点創出に向けた一貫通貫した支援体制



## R6年度主要事業

### ①民間企業の実行可能性調査への補助

大規模な新エネルギーの導入やSC構築等の事業実行可能性の検討を行う民間企業への補助

- 補助額 最大30百万円 ※ 総事業費の2/3以内
- 補助対象
  - ✓ 設備の燃料転換に向けた調査
  - ✓ 製鉄用設備の低炭素化改修に向けた調査
  - ✓ CCS（二酸化炭素の地中貯留）等の実現に向けた調査 等

### ②アンモニアSC構築実行可能性調査の伴走支援

複数企業が連携して実施するアンモニアSC基盤整備に係る事業実行可能性調査の伴走支援

- 支援内容
  - ✓ 合同会議の設置・運営、調査全体の進行管理
  - ✓ インフラ整備に向けた一体的な計画策定
- 調査対象設備（例）
  - ✓ 共同貯蔵タンク、パイプライン、脱水素設備 等



## 主要事業等の概要（案）

政策企画部 地域振興課

事業名又は議案の 名 称	シン・いばらきメシ総選挙 2024 開催準備事業【新規】
1 予 算 額	87,432千円
2 現況・課題	<p>本県にもいわゆる「ご当地グルメ」と言えるものはあるものの、「茨城県といえばこれ」と言えるほど全国に浸透しているものはないという課題がある。</p> <p>そのため、これまでにない、本県を代表する新たな「食」の観光資源を創出するとともに、「食」を通じた地域振興を図る取組が必要となっている。</p>
3 必要性・ねらい	<p>市町村などが地元を代表する新たなご当地グルメを出店し、来場者の投票などにより、本県の No.1 最強グルメを決定する「シン・いばらきメシ総選挙 2024」を開催するとともに、グランプリグルメ等を県内外に向けて集中的にプロモーションすることにより、本県を代表する新たな「食」の観光資源の創出及び「食」を通じた地域振興を図る。</p>
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 「シン・いばらきメシ総選挙 2024」 開場設営・運営 ・市町村等ブース設営・運営 等</p> <p>(2) グランプリグルメ等のプロモーション ・首都圏での「いばらきフェア」の開催・出店 ・メディアやインフルエンサー向け PR 等</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【シン・いばらきメシ総選挙 2024 開催概要（案）】</p> <p>(1) 時期：令和6年10月12日（土）・13日（日）・14日（月・祝）</p> <p>(2) 場所：茨城県三の丸庁舎（水戸市）</p> <p>(3) 開催方法： ①市町村等が地元を代表する新たな「ご当地グルメ」を出店 ②来場者の投票などにより「一般料理」と「スイーツ」の2部門に分けてグランプリ料理等を決定 ③グルメフェス終了後は、グランプリグルメを中心に、県内外への集中的プロモーションを実施</p> <p>(4) エントリー条件： ①新規グルメ又は既存ご当地グルメの場合はブラッシュアップを図ること ②茨城県産の食材が使用されていること 等</p>



# シン・いばらきメシ総選挙2024開催準備事業（新規）

【R6当初予算額 87百万円】

政策企画部地域振興課企画調整G（029-301-2732）

市町村などが地元を代表する新たなご当地グルメを出店し、来場者の投票などにより、本県のNo.1最強グルメを決定する「シン・いばらきメシ総選挙2024」を開催するとともに、グランプリグルメ等を県内外に向けて集中的にプロモーションすることにより、本県を代表する新たな「食」の観光資源の創出及び「食」を通じた地域振興を図ります。

- |   |                            |         |
|---|----------------------------|---------|
| 1 | <b>会場設営・運営経費</b>           | （82百万円） |
|   | ・市町村等ブース設営・運営 等            |         |
| 2 | <b>グランプリグルメ等のプロモーション経費</b> | （5百万円）  |
|   | ・首都圏での「いばらきフェア」の開催・出店      |         |
|   | ・メディアやインフルエンサー向けPR 等       |         |



## <グルメフェス開催概要（案）>

- ◆開催時期：2024年10月12日（土）・13日（日）・14日（月・祝）
- ◆開催場所：茨城県三の丸庁舎（水戸市）
- ◆開催方法：市町村は「一般料理」と「スイーツ」の2部門にエントリー可能  
※どちらかみのエントリーも可能
- ◆エントリー条件：①新規グルメ又は既存ご当地グルメの場合はブラッシュアップを図ること  
②茨城県産の食材が使用されていること 等



【開催イメージ】

## 主要事業等の概要（案）

政策企画部 交通政策課

<b>事業名又は議案の名称</b>	水郡線活性化支援事業【拡充】																																																							
<b>1 予算額</b>	19,175千円																																																							
<b>2 現況・課題</b>	地域住民や観光客の重要な移動手段である水郡線については、沿線の人口減少や新型コロナウイルスの影響等により利用者が減少しており、厳しい経営環境にある。																																																							
<b>3 必要性・ねらい</b>	県と沿線6市町で構成する「茨城県水郡線利用促進会議」において、事業者や学校と連携した利用促進の取組等を強化するとともに、全線開通90周年を機に、沿線の新たな魅力を発信し、継続的な利用促進につながる取組を推進する必要がある。																																																							
<b>4 事業の内容</b> （事業フロー、年次別・全体計画等）	（1）水郡線全線開通90周年記念イベントへの支援【新規】 沿線の観光事業者等と連携し、「水郡線90周年大感謝祭」として各種企画を実施 <b>【実施イメージ】</b> ①（仮称）水郡線フェスの開催 ・水郡線駅周辺を会場として、鉄道や沿線グルメの魅力を楽しみ尽くすイベント等を実施 ②駅等でのおもてなし企画 ・水郡線で普及が進むサイクルトレインの利便性向上や、駅での歓迎、季節に応じた車両等の装飾等を実施 ③新たな旅行スタイル提案 ・水郡線沿線ならではの地域資源を活かし、新たな魅力を発信する貸切列車ツアー等を実施  （2）茨城県水郡線利用促進会議の取組 通勤・通学及び観光での利用促進に向けた取組を実施																																																							
<b>5 参考事項</b> （過去の実績、他県の状況、関連データ等）	○JR東日本が公表した水郡線の経営情報 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">収支(百万円)</th> <th rowspan="2">平均通過人員 (人/日)</th> </tr> <tr> <th>運輸収入 a</th> <th>営業費用 b</th> <th>収支 a-b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">常陸大宮 - 常陸大子</td> <td>R1</td> <td>82</td> <td>1,292</td> <td>▲1,210</td> <td>830</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>50</td> <td>1,192</td> <td>▲1,141</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>61</td> <td>1,346</td> <td>▲1,285</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>69</td> <td>1,301</td> <td>▲1,232</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">常陸大子 - 磐城塙</td> <td>R1</td> <td>10</td> <td>512</td> <td>▲502</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>6</td> <td>488</td> <td>▲482</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8</td> <td>449</td> <td>▲441</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>9</td> <td>539</td> <td>▲530</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※数値切り捨ての関係で、収支は運輸収入と営業費用の計算結果と一致しない場合がある。</p>					区間	年度	収支(百万円)			平均通過人員 (人/日)	運輸収入 a	営業費用 b	収支 a-b	常陸大宮 - 常陸大子	R1	82	1,292	▲1,210	830	R2	50	1,192	▲1,141	608	R3	61	1,346	▲1,285	670	R4	69	1,301	▲1,232	720	常陸大子 - 磐城塙	R1	10	512	▲502	152	R2	6	488	▲482	109	R3	8	449	▲441	139	R4	9	539	▲530	143
区間	年度	収支(百万円)			平均通過人員 (人/日)																																																			
		運輸収入 a	営業費用 b	収支 a-b																																																				
常陸大宮 - 常陸大子	R1	82	1,292	▲1,210	830																																																			
	R2	50	1,192	▲1,141	608																																																			
	R3	61	1,346	▲1,285	670																																																			
	R4	69	1,301	▲1,232	720																																																			
常陸大子 - 磐城塙	R1	10	512	▲502	152																																																			
	R2	6	488	▲482	109																																																			
	R3	8	449	▲441	139																																																			
	R4	9	539	▲530	143																																																			



# 水郡線活性化支援事業

【R6当初予算額 19百万円】

(R5当初予算額 2百万円)

政策企画部交通政策課鉄道G (029-301-2606)

県と沿線6市町で構成する「茨城県水郡線利用促進会議」において水郡線の利用促進を図るとともに、全線開通90周年を機に、沿線の新たな魅力を発信します。

## 1 水郡線全線開通90周年記念イベントへの支援 (17百万円) 【新規】 沿線の観光事業者等と連携し、「水郡線90周年大感謝祭」として各種企画を実施 【実施イメージ】

○ (仮称) 水郡線フェスの開催



(例) 沿線グルメ&マルシェ、音楽コンサート  
オリジナル駅弁作り

○ 駅等でのおもてなし企画



(例) 車両・駅等の装飾、  
サイクルトレイン利用者へのおもてなし

○ 新たな旅行スタイル提案



(例) 水郡線を活用した田舎体験ツアー  
※写真はすべてイメージです。

## 2 茨城県水郡線利用促進会議の取組 (2百万円)

- (1) 構成自治体 茨城県、水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大子町
- (2) 実施内容 通勤・通学での利用促進 (パーク&ライド支援、定期券所有者向け割引制度)  
観光での利用促進 (サイクルトレイン、常陸国ロングトレイル等との連携) 等

## 主要事業等の概要（案）

政策企画部 交通政策課

事業名又は議案の 名 称	T X 県内延伸構想推進事業
1 予 算 額	3 3, 0 0 0 千円
2 現況・課題	<p>つくばエクスプレス（T X）の県内延伸について、令和 5 年 6 月に、延伸方面は土浦方面、J R 常磐線と接続する駅は土浦駅とすることを決定し、県内延伸構想の具体化に向けた検討を進めている。</p> <p>土浦延伸の実現に向けては、費用対効果や採算性の向上など様々な課題を解決し、実現可能性を向上させていく必要がある。</p>
3 必要性・ねらい	<p>様々な課題の解決に向けて、必要な調査・検討を実施し、関係機関との調整のベースとなる延伸計画の素案を策定していく。</p>
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p><b>【調査等の内容】</b></p> <p>(1) 費用対効果の向上のための調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要拡大のための沿線開発等の方策や、費用削減のための既存施設の活用等の可能性について調査・検討を実施。</li> </ul> <p>(2) 最適な延伸ルート等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿線自治体による T X を活かした地域戦略や沿線開発の可能性なども考慮しながら、延伸ルートを検討するとともに、鉄道整備に必要な事業スキーム等の調査・検討を実施。</li> </ul> <p>※(1)及び(2)の調査は令和 5 ～ 6 年度の 2 か年をかけ一体的に実施</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	





# TX 県内延伸構想推進事業

【R6当初予算額 33百万円】

(R5当初予算額 26百万円)

政策企画部交通政策課鉄道G (029-301-2606)

TX 県内延伸構想を進めるにあたり、費用対効果を向上させる方策の調査・検討とあわせて、地域の計画と連携した延伸ルートや事業スキームの調査・検討を実施します。

## <実現に向けた課題>

費用対効果や採算性の向上、地域の計画と連携した延伸計画、事業スキームの検討など

### 費用対効果の向上のための調査

#### 需要拡大や費用削減方策の検討

- ・ 沿線開発可能な地域の検討
- ・ 各駅周辺のまちづくりの検討
- ・ 既存道路施設等の活用の検討
- ・ 既存鉄道との接続方法の検討 等

### 最適な延伸ルート等の調査

#### 地域の計画と連携した延伸ルートや事業スキームの検討

- ・ 沿線自治体のTXを活かした地域戦略や、沿線開発の可能性などを考慮し、延伸に向けたルートを検討
- ・ 鉄道整備に向けた事業スキームの検討 等

R5~6年度の  
2カ年をかけ  
一体的に調査

TX 県内延伸の実現可能性の向上

主要事業等の概要（案）

政策企画部 県北振興局

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>県北ニューツーリズム関連事業【拡充】</p>																									
<p>1 予 算 額</p>	<p>140,501千円</p>																									
<p>2 現況・課題</p>	<p>県北地域の豊かな自然環境を活かしたアウトドアコンテンツである「常陸国ロングトレイル」については、令和5年10月に、近年、世界的に注目を集めるヨルダントレイルとパートナーシップ協定を締結した。また、令和5年度末には全長320キロメートルの計画の約3分の2が開通予定である。          今後は、インバウンドを見据えた誘客促進と、効果的で魅力的なプロモーションを展開する必要がある。</p>																									
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>「常陸国ロングトレイル」を核に、国内外からの誘客促進に取り組むほか、県北地域山間部を中心とする周遊イベントの実施により、観光消費拡大を図る。</p>																									
<p>4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)</p>	<p>(1) インバウンド向けコンテンツ造成・プロモーション          (50,000千円)【新規】          ・インバウンド向けモニターツアー、ガイド育成プログラムの実施 等          ・国内在住外国人及び海外向けプロモーションの実施          (2) 位置情報と二次元コンテンツを活用した周遊イベントの実施          (20,000千円)【新規】          ・位置情報を利用して、二次元コンテンツとコラボした県北地域山間部を中心とする周遊イベントを実施し、ファミリー層・若年層の誘客を促進          (3) 周遊型観光への誘引及び取組支援 (15,000千円)          ・登山アプリと連携したデジタルスタンプラリーの実施          ・地域の観光事業者の掘り起こし、取組支援          (4) ロングトレイルコースの整備・活用等 (55,501千円)          ・コース整備に必要な下草刈り、測量、道標設置          ・ガイドマップの作成、ホームページの管理</p>																									
<p>5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)</p>	<p>【コース整備状況】</p> <table border="1" data-bbox="528 1715 1370 1973"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>大子町</td> <td>約14 km</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>大子町～常陸太田市</td> <td>約39 km</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>高萩市～日立市～常陸太田市</td> <td>約52 km</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>常陸太田市～高萩市～北茨城市 常陸太田市～常陸大宮市</td> <td>約110 km (予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【来場者数】</p> <table border="1" data-bbox="528 2013 1278 2101"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>来場者数</td> <td>2,091人</td> <td>3,660人</td> <td>9,912人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	整備区間	距離	R2	大子町	約14 km	R3	大子町～常陸太田市	約39 km	R4	高萩市～日立市～常陸太田市	約52 km	R5	常陸太田市～高萩市～北茨城市 常陸太田市～常陸大宮市	約110 km (予定)	年度	R2	R3	R4	来場者数	2,091人	3,660人	9,912人
年度	整備区間	距離																								
R2	大子町	約14 km																								
R3	大子町～常陸太田市	約39 km																								
R4	高萩市～日立市～常陸太田市	約52 km																								
R5	常陸太田市～高萩市～北茨城市 常陸太田市～常陸大宮市	約110 km (予定)																								
年度	R2	R3	R4																							
来場者数	2,091人	3,660人	9,912人																							



## 県北ニューツーリズム関連事業

【R6当初予算額 141百万円】

(R5当初予算額 61百万円)

政策企画部県北振興局振興G (029-301-2715)

県北地域の豊かな自然環境を活かした「常陸国ロングトレイル」を核に、国内外からの誘客促進に取り組むほか、県北地域山間部を中心とする周遊イベントの実施により、観光消費拡大を図ります。

- 1 インバウンド向けコンテンツ造成・プロモーション (50百万円) 【新規】
  - ・インバウンド向けモニターツアー、ガイド育成プログラムの実施
  - ・国内在住外国人及び海外向けプロモーションの実施 等
- 2 位置情報と二次元コンテンツを活用した周遊イベントの実施 (20百万円) 【新規】
  - ・位置情報を利用して、二次元コンテンツとコラボした県北地域山間部を中心とする周遊イベントを実施し、ファミリー層・若年層の誘客を促進
- 3 周遊型観光への誘引及び取組支援 (15百万円)
  - ・登山アプリと連携したデジタルスタンプラリーの実施
  - ・地域の観光事業者の掘り起こし、取組支援
- 4 ロングトレイルコースの整備・活用等 (56百万円)
  - ・コース整備に必要な下草刈り、測量、道標設置
  - ・ガイドマップの作成、HPの管理



生瀬富士 (大子町)



ヨルダン大使を招待

## 条 例（案） の 概 要

政策企画部 地域振興課

<b>条例の名称</b>	茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】（使用料等の改定）																
<b>1 制定（改正）の理由・根拠</b>	<p>使用料等については、原則3～4年毎に見直しを検討しているが、令和6年度が見直し時期にあたることから、改定作業を行ったところ、電気料金の高騰などを踏まえ、今回施設使用料の改定を行おうとするもの。</p> <p>料金の見直しは、消費税改定による値上げを除き、平成8年以来（増築に伴う使用料改定は平成13年に実施）。</p>																
<b>2 制定（改正）の目的</b>	使用料の見直し年度にあたることから、電気料金等の高騰を踏まえ、使用料等を改定し、受益者負担の適正化を図る。																
<b>3 背景・必要性</b>	電気料金、施設等の維持管理に要する経費が増加していることから、使用料等を改定し、受益者負担の適正化を図る。																
<b>4 内 容</b>	使用料の改定内容 （改定案） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">主な項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金額(単位:円)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">グラウンド (全てのスタンドをアマチュア以外が全日利用する場合)</td> <td style="text-align: right;">1,084,750</td> <td style="text-align: right;">1,149,840</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サブグラウンド (アマチュア以外が全日利用する場合)</td> <td style="text-align: right;">148,590</td> <td style="text-align: right;">157,510</td> </tr> </tbody> </table> ほか112項目						主な項目	金額(単位:円)		現行	改正案	グラウンド (全てのスタンドをアマチュア以外が全日利用する場合)	1,084,750	1,149,840	サブグラウンド (アマチュア以外が全日利用する場合)	148,590	157,510
主な項目	金額(単位:円)																
	現行	改正案															
グラウンド (全てのスタンドをアマチュア以外が全日利用する場合)	1,084,750	1,149,840															
サブグラウンド (アマチュア以外が全日利用する場合)	148,590	157,510															
<b>5 効果・影響</b>	・増収見込み額：約17,000千円																
<b>6 施行日</b>	・令和6年10月1日																
<b>7 参考事項</b>	○指定管理者 (株)鹿島アントラーズ・エフ・シー ○指定期間 令和4年4月1日～令和14年3月31日 ○利用者及び収入支出の推移																
(単位：人、千円)																	
	利用者数	収入	うち 使用料	うち 指定管理料	支出	うち 光熱水費											
H30	609,241	403,579	228,260	57,189	441,189	53,541											
R1	628,514	451,204	264,825	57,719	463,048	56,770											
R2	246,230	777,260	220,277	0	810,379	52,946											
R3	317,198	518,429	215,130	0	650,682	62,983											
R4	454,913	725,201	277,292	0	657,929	82,192											

## 条 例（案） の 概 要

政策企画部 地域振興課

<p style="text-align: center;"><b>条例の名称</b></p>	<p>つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】（使用料等の改定）</p>																																										
<p><b>1 制定（改正）の理由・根拠</b></p>	<p>つくば国際会議場の施設及び付属設備の利用料金の見直しや新たな料金設定等に伴い、所要の改正を行おうとするもの。</p>																																										
<p><b>2 制定（改正）の目的</b></p>	<p>使用料の見直し年度にあたることから、施設及び付属設備の利用料を改定するとともに、オープンスペースの有効活用に向け新たに料金を設定し、受益者負担の適正化及び収入確保を図る。</p>																																										
<p><b>3 背景・必要性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば国際会議場は、平成 11 年の開館以来、消費税の改定分を除き施設利用料を据え置いてきた。</li> <li>・この間、つくばエクスプレス開業や圏央道開通などにより首都圏からのアクセスが格段に向上してきた中、施設の維持管理に必要な修繕や設備更新を随時実施している。</li> <li>・一方で、エネルギー価格をはじめとする物価高騰により維持管理に要する経費が増加していることから、近隣の類似施設料金などを考慮のうえ使用料を改定し、受益者負担の適正化を図る。</li> <li>・さらには、現在、料金設定がないスペースについて、会議場運営に支障のない範囲で専用利用を可能とし収入の確保を図るため、新たに料金を設定する。</li> </ul>																																										
<p><b>4 内 容</b></p>	<p>(1)施設利用料及び付属施設利用料の見直し（計 623 項目） （主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大ホール 545,600 円 → 654,720 円 （入場料を徴せず、全部を営利目的等で平日に全日利用する場合）</li> <li>・中ホール 300 415,800 円 → 498,960 円 （営利目的等で全日利用する場合）</li> </ul> <p>(2)料金が設定されていない施設や場所（エントランスホール等）について、新たに利用料金を設定（計 2 項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 m<sup>2</sup>当たり 1 時間の利用につき 33 円（営利目的等で利用する場合）</li> </ul>																																										
<p><b>5 効果・影響</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増収見込み額 約 57,000 千円</li> </ul>																																										
<p><b>6 施行日</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年 7 月 1 日</li> </ul> <p>利用者の大部分を団体かつりピーターが占めていることを考慮し、システム改修や周知に必要な期間を確保して施行するもの。なお、直近で料金改正のあった類似施設においても周知期間は 1～3 ヶ月程度としている。</p>																																										
<p><b>7 参考事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者 つくばコンgresセンター</li> <li>○指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日</li> <li>○利用者及び収入支出の推移</li> </ul> <p style="text-align: right;">（単位：人、千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者数</th> <th>収入</th> <th>うち 利用料</th> <th>うち指定 管理料</th> <th>支出</th> <th>うち 光熱水費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30</td> <td>211,545</td> <td>545,048</td> <td>380,278</td> <td>77,098</td> <td>545,048</td> <td>103,300</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>200,027</td> <td>546,325</td> <td>379,762</td> <td>80,238</td> <td>546,325</td> <td>103,553</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>69,709</td> <td>323,448</td> <td>140,117</td> <td>80,738</td> <td>323,448</td> <td>75,401</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>77,987</td> <td>306,447</td> <td>205,870</td> <td>80,738</td> <td>343,270</td> <td>79,934</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>153,357</td> <td>477,200</td> <td>318,226</td> <td>80,738</td> <td>440,378</td> <td>125,467</td> </tr> </tbody> </table>		利用者数	収入	うち 利用料	うち指定 管理料	支出	うち 光熱水費	H30	211,545	545,048	380,278	77,098	545,048	103,300	R1	200,027	546,325	379,762	80,238	546,325	103,553	R2	69,709	323,448	140,117	80,738	323,448	75,401	R3	77,987	306,447	205,870	80,738	343,270	79,934	R4	153,357	477,200	318,226	80,738	440,378	125,467
	利用者数	収入	うち 利用料	うち指定 管理料	支出	うち 光熱水費																																					
H30	211,545	545,048	380,278	77,098	545,048	103,300																																					
R1	200,027	546,325	379,762	80,238	546,325	103,553																																					
R2	69,709	323,448	140,117	80,738	323,448	75,401																																					
R3	77,987	306,447	205,870	80,738	343,270	79,934																																					
R4	153,357	477,200	318,226	80,738	440,378	125,467																																					

## 条 例 （ 案 ） の 概 要

政策企画部 情報システム課

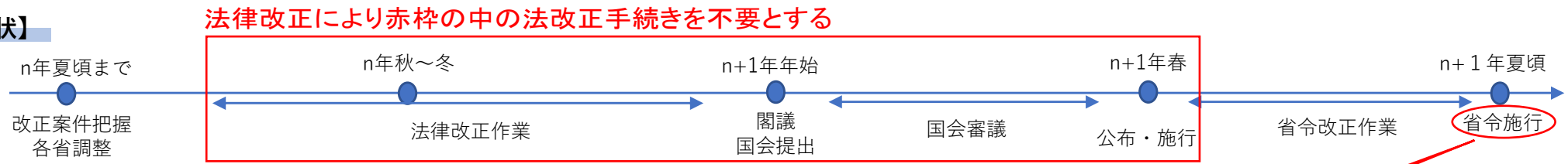
<b>条例の名称</b>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】										
<b>1 制定（改正）の理由・根拠</b>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の一部改正										
<b>2 制定（改正）の目的</b>	法の一部改正により、個人番号を利用することができる事務に係る規定が改正されたことから、所要の改正をしようとするもの										
<b>3 背景・必要性</b>	<p>国民の利便性向上と行政運営の効率化を図るため、法定事務に準ずる事務について主務省令で規定することによりマイナンバーの利用を可能にし、新たに必要とされる「情報連携」（*）をより速やかに開始できるようにする必要がある。</p> <p>* 行政機関等同士が専用のネットワークシステムを用いて、行政手続に必要な情報をやり取りすること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">現行</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">法改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">マイナンバーの利用</td> <td>個別の法律に規定のない事務は法に規定されておらず、マイナンバーを利用することができない。</td> <td>法でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務について、主務省令で規定することでマイナンバーの利用を可能とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マイナンバーの情報連携</td> <td>新たに情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う場合は、その都度、法改正を行う必要がある。</td> <td>法でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。</td> </tr> </tbody> </table>			現行	法改正後	マイナンバーの利用	個別の法律に規定のない事務は法に規定されておらず、マイナンバーを利用することができない。	法でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務について、主務省令で規定することでマイナンバーの利用を可能とする。	マイナンバーの情報連携	新たに情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う場合は、その都度、法改正を行う必要がある。	法でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。
	現行	法改正後									
マイナンバーの利用	個別の法律に規定のない事務は法に規定されておらず、マイナンバーを利用することができない。	法でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務について、主務省令で規定することでマイナンバーの利用を可能とする。									
マイナンバーの情報連携	新たに情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う場合は、その都度、法改正を行う必要がある。	法でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。									
<b>4 条例改正の内容</b>	用語の整理等 「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」→「特定個人番号利用事務」 「特定個人情報」→「利用特定個人情報」 等										
<b>5 効果・影響</b>	引用する法律の用語との整合をとるもの。										
<b>6 条例改正の施行日</b>	規則で定める日										
<b>7 参考事項</b>	マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し（国法改正資料抜粋）										

# マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

## 背景

- これまでのマイナンバー制度においては、
  - ・ 個別の法律に規定のない事務はマイナンバー法に規定しておらず、マイナンバーを用いた情報連携ができない
  - ・ 新規で、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う場合は、都度、マイナンバー法改正を行う必要がある
 といった状況にあった。
- 例えば、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金では、過去の受給実績に基づき給付を行っていたが、受給実績の情報は情報連携ができなかった。
- 新型コロナウイルス感染症対策等において、新たな行政サービスを行うにあたり、速やかなマイナンバーの利用や情報連携ができないことが明らかとなり、マイナンバーを迅速に活用できるよう進める必要がある。

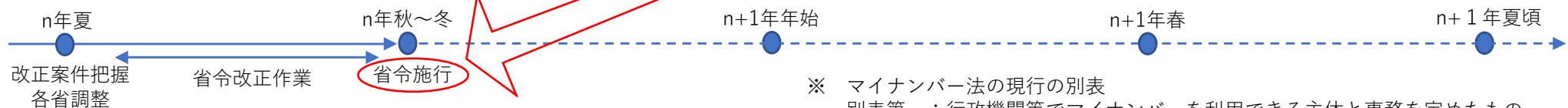
## 【現状】



## マイナンバー法及び住民基本台帳法の一部改正

- 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能となるよう、
  - ・ 改正後の別表（現行の別表第一に相当）に法定された事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）について、主務省令で規定することでマイナンバーの利用を可能とするとともに、住民基本台帳ネットワークシステム等の関係システムの利用を可能とする。
- ※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
- ・ 改正後の別表に法定された事務であれば、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。

## 【改正後】



- ※ マイナンバー法の現行の別表
  - ・ 別表第一：行政機関等でマイナンバーを利用できる主体と事務を定めたもの。
  - ・ 別表第二：マイナンバーによる情報連携が可能な事務や情報を定めたもの。
 具体的には、情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報規定している。

## 改正の効果

- これまで新規で情報連携を実施するために法令改正に約1年を要していた期間の短縮が可能となる。

## 条例改正議案「新旧対照表」目次

改正条例の名称	頁
○茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
○つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	22
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	30



茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案					現行				
別表第1(第17条, 第21条関係)					別表第1(第17条, 第21条関係)				
区分			利用料金		区分			利用料金	
			アマチュアが利用するとき	アマチュア以外が利用するとき				アマチュアが利用するとき	アマチュア以外が利用するとき
グラウンド	スタンを 利用する 場合 1階の 全	午前9時から 午後5時まで	11,200円	636,200円	グラウンド	スタンを 利用する 場合 1階の 全	午前9時から 午後5時まで	10,570円	600,190円
		正午から 午後5時まで	18,590円				午後5時から 午後10時まで	17,540円	
		午後5時から 午後10時まで	18,590円				午後9時から 午後10時まで	17,540円	
		午前9時から 午後10時まで	48,260円				超過料金(1時間ごと)	45,530円	
		超過料金(1時間ごと)	4,040円					3,810円	
	1階の全	午前9時から	45,020円				636,200円		

スタンを 利用する 場合 1階の 全	正午まで			1,149,840円	スタンを 利用する 場合 1階の 全	正午まで		1,084,750円
	正午から 午後5時まで	75,040円				午後5時から 午後10時まで	70,790円	
	午後5時から 午後10時まで	75,040円				午前9時から 午後10時まで	70,790円	
	午前9時から 午後10時まで	195,100円				超過料金(1時間ごと)	184,060円	
	超過料金(1時間ごと)	16,310円					15,390円	
	1階の全	午前9時から	81,380円			1,149,840円		
1階の全	正午から 午後5時まで	135,630円		352,620円	1階の全	正午から 午後5時まで	127,950円	332,660円
	午後5時から 午後10時まで	135,630円				午後5時から 午後10時まで	127,950円	
	午前9時から	352,620円				午前9時から	332,660円	

		午後 10 時まで		
		超過料金(1 時間までごとに)	<u>29,490 円</u>	
入場料金を徴する場 料金を加算する 場合の料 金の加 算額	入場者が 20,000 人以下 の場合	入場料金の 総額の 100 分の 7.5 に 相当する額 に 0.7 を乗 じて得た額	入場料金の総 額の 100 分 の 7.5 に相 当する額	
	入場者が 20,000 人を超 える場 合	入場料金の 総額を入場 者数で除し て得た額に 20,000 を乗 じて得た額 (以下「 <u>20,000 人 相当の入場 料金額</u> 」と いう。)の 100 分の 7.5 に相当する 額に入場料 金の総額か ら 20,000 人 相当の入場 料金額を減 じて得た額 の 100 分の 5 に相当す る額を加え て得た額に 0.7 を乗じ て得た額	20,000 人相 当の入場料 金額の 100 分の 7.5 に 相当する額 に入場料 金の総額か ら 20,000 人 相当の入場 料金額を減 じて得た額 の 100 分の 5 に相当す る額を加え て得た額	

		午後 10 時まで		
		超過料金(1 時間までごとに)	<u>27,820 円</u>	
入場料金を徴する場 料金を加算する 場合の料 金の加 算額	入場者が 20,000 人以下 の場合	入場料金の 総額の 100 分の 7.5 に 相当する額 に 0.7 を乗 じて得た額	入場料金の総 額の 100 分 の 7.5 に相 当する額	
	入場者が 20,000 人を超 える場 合	入場料金の 総額を入場 者数で除し て得た額に 20,000 を乗 じて得た額 (以下「 <u>20,000 人 相当の入場 料金額</u> 」と いう。)の 100 分の 7.5 に相当する 額に入場料 金の総額か ら 20,000 人 相当の入場 料金額を減 じて得た額 の 100 分の 5 に相当す る額を加え て得た額に 0.7 を乗じ て得た額	20,000 人相 当の入場料 金額の 100 分の 7.5 に 相当する額 に入場料 金の総額か ら 20,000 人 相当の入場 料金額を減 じて得た額 の 100 分の 5 に相当す る額を加え て得た額	

サブグラウンド	午前 9 時から正午まで	<u>11,200 円</u>	<u>157,510 円</u>
	正午から午後 5 時まで	<u>18,590 円</u>	
	午後 5 時から午後 10 時まで	<u>18,590 円</u>	
	午前 9 時から午後 10 時まで	<u>48,260 円</u>	
	超過料金(1 時間までごとに)	<u>4,040 円</u>	
更衣室(シャワー設備を利用する場合に限る。)	午前 9 時から正午まで	<u>1,950 円</u>	<u>4,840 円</u>
	正午から午後 5 時まで	<u>1,950 円</u>	
	午後 5 時から午後 10 時まで	<u>1,950 円</u>	
	午前 9 時から午後 10 時まで	<u>5,780 円</u>	
	超過料金(1 時間までごとに)	<u>570 円</u>	
放送室	午前 9 時から正午まで	<u>1,950 円</u>	<u>4,840 円</u>
	正午から午後 5 時まで	<u>1,950 円</u>	
	午後 5 時から午後 10 時まで	<u>1,950 円</u>	
	午前 9 時から午後	<u>5,780 円</u>	

サブグラウンド	午前 9 時から正午まで	<u>10,570 円</u>	<u>148,590 円</u>
	正午から午後 5 時まで	<u>17,540 円</u>	
	午後 5 時から午後 10 時まで	<u>17,540 円</u>	
	午前 9 時から午後 10 時まで	<u>45,530 円</u>	
	超過料金(1 時間までごとに)	<u>3,810 円</u>	
更衣室(シャワー設備を利用する場合に限る。)	午前 9 時から正午まで	<u>1,840 円</u>	<u>4,570 円</u>
	正午から午後 5 時まで	<u>1,840 円</u>	
	午後 5 時から午後 10 時まで	<u>1,840 円</u>	
	午前 9 時から午後 10 時まで	<u>5,450 円</u>	
	超過料金(1 時間までごとに)	<u>540 円</u>	
放送室	午前 9 時から正午まで	<u>1,840 円</u>	<u>4,570 円</u>
	正午から午後 5 時まで	<u>1,840 円</u>	
	午後 5 時から午後 10 時まで	<u>1,840 円</u>	
	午前 9 時から午後	<u>5,450 円</u>	

		10時まで		
		超過料金(1時間までごとに)	<u>470円</u>	<u>1,160円</u>
テレビ・ラジオ放送室	大ブース	1日につき	<u>14,890円</u>	<u>37,300円</u>
	小ブース		<u>2,420円</u>	<u>6,000円</u>
大会議室		午前9時から正午まで	<u>1,940円</u>	<u>4,720円</u>
		正午から午後5時まで	<u>2,340円</u>	<u>5,820円</u>
		午後5時から午後10時まで	<u>2,340円</u>	<u>5,820円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>6,480円</u>	<u>16,220円</u>
		超過料金(1時間までごとに)	<u>820円</u>	<u>1,940円</u>
中会議室		午前9時から正午まで	<u>1,620円</u>	<u>3,930円</u>
		正午から午後5時まで	<u>1,950円</u>	<u>4,840円</u>
		午後5時から午後10時まで	<u>1,950円</u>	<u>4,840円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>5,400円</u>	<u>13,520円</u>
		超過料金(1時間までごとに)	<u>690円</u>	<u>1,620円</u>

		10時まで		
		超過料金(1時間までごとに)	<u>440円</u>	<u>1,090円</u>
テレビ・ラジオ放送室	大ブース	1日につき	<u>14,050円</u>	<u>35,190円</u>
	小ブース		<u>2,280円</u>	<u>5,660円</u>
大会議室		午前9時から正午まで	<u>1,830円</u>	<u>4,450円</u>
		正午から午後5時まで	<u>2,210円</u>	<u>5,490円</u>
		午後5時から午後10時まで	<u>2,210円</u>	<u>5,490円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>6,110円</u>	<u>15,300円</u>
		超過料金(1時間までごとに)	<u>770円</u>	<u>1,830円</u>
中会議室		午前9時から正午まで	<u>1,530円</u>	<u>3,710円</u>
		正午から午後5時まで	<u>1,840円</u>	<u>4,570円</u>
		午後5時から午後10時まで	<u>1,840円</u>	<u>4,570円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>5,090円</u>	<u>12,750円</u>
		超過料金(1時間までごとに)	<u>650円</u>	<u>1,530円</u>

小会議室		午前9時から正午まで	<u>1,290円</u>	<u>3,140円</u>
		正午から午後5時まで	<u>1,570円</u>	<u>3,890円</u>
		午後5時から午後10時まで	<u>1,570円</u>	<u>3,890円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>4,310円</u>	<u>10,820円</u>
		超過料金(1時間までごとに)	<u>550円</u>	<u>1,290円</u>
貴賓室		1日につき	<u>6,480円</u>	<u>16,220円</u>
来賓室		1日につき	<u>3,160円</u>	<u>7,760円</u>
特別室		1日につき	<u>3,160円</u>	<u>7,760円</u>
入場券発売所		1式1日につき	<u>2,650円</u>	<u>6,480円</u>
大型映像装置	文字のみを表示する場合	1基1時間までごとに	<u>5,820円</u>	<u>29,070円</u>
	文字及び映像を表示する場合		<u>11,630円</u>	
夜間照明施設	全てを利用する場合	1時間までごとに	<u>12,290円</u>	<u>140,370円</u>
	3分の2を利用		<u>8,180円</u>	

小会議室		午前9時から正午まで	<u>1,220円</u>	<u>2,960円</u>
		正午から午後5時まで	<u>1,480円</u>	<u>3,670円</u>
		午後5時から午後10時まで	<u>1,480円</u>	<u>3,670円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>4,070円</u>	<u>10,210円</u>
		超過料金(1時間までごとに)	<u>520円</u>	<u>1,220円</u>
貴賓室		1日につき	<u>6,110円</u>	<u>15,300円</u>
来賓室		1日につき	<u>2,980円</u>	<u>7,320円</u>
特別室		1日につき	<u>2,980円</u>	<u>7,320円</u>
入場券発売所		1式1日につき	<u>2,500円</u>	<u>6,110円</u>
大型映像装置	文字のみを表示する場合	1基1時間までごとに	<u>5,490円</u>	<u>27,420円</u>
	文字及び映像を表示する場合		<u>10,970円</u>	
夜間照明施設	全てを利用する場合	1時間までごとに	<u>11,590円</u>	<u>132,420円</u>
	3分の2を利用		<u>7,720円</u>	

	する場 合			
	2分の1 を利用 する場 合		<u>6,150 円</u>	<u>70,180 円</u>
場内駐車場	1式1日につき	—	<u>594,600 円</u>	
場外駐車場		<u>32,440 円</u>		

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第17条, 第21条関係)

区分			利用料金
物品の販売	施設を設ける 場合	1日につき	占有面積に1平方メートル当たり42円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	施設を設けな い場合	1日につき	売り子の人数に1,340円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
業として行う写真の撮影		カメラ1台当 たり1日につ	<u>750 円</u>

	する場 合			
	2分の1 を利用 する場 合		<u>5,800 円</u>	<u>66,210 円</u>
場内駐車場	1式1日につき	—	<u>560,940 円</u>	
場外駐車場		<u>30,600 円</u>		

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2(第17条, 第21条関係)

区分			利用料金
物品の販売	施設を設ける 場合	1日につき	占有面積に1平方メートル当たり40円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	施設を設けな い場合	1日につき	売り子の人数に1,260円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
業として行う写真の撮影		カメラ1台当 たり1日につ	<u>710 円</u>

		き			
業として行う映画の撮影		1日につき	<u>11,820 円</u>		
興行等	営利・宣伝を 目的としない もの	午前9時から 正午まで	<u>24,250 円</u>		
		正午から午後 5時まで	<u>29,100 円</u>		
		午後5時から 午後10時まで	<u>29,100 円</u>		
			午前9時から 午後10時まで	<u>82,450 円</u>	
			超過料金(1時 間までごと に)	<u>12,120 円</u>	
		営利・宣伝を 目的とするも の	午前9時から 正午まで	<u>80,940 円</u>	
正午から午後 5時まで			<u>97,110 円</u>		
午後5時から 午後10時まで			<u>97,110 円</u>		
			午前9時から 午後10時まで	<u>269,170 円</u>	
			超過料金(1時 間までごと に)	<u>40,530 円</u>	

		き			
業として行う映画の撮影		1日につき	<u>11,150 円</u>		
興行等	営利・宣伝を 目的としない もの	午前9時から 正午まで	<u>22,880 円</u>		
		正午から午後 5時まで	<u>27,450 円</u>		
		午後5時から 午後10時まで	<u>27,450 円</u>		
			午前9時から 午後10時まで	<u>77,780 円</u>	
			超過料金(1時 間までごと に)	<u>11,430 円</u>	
		営利・宣伝を 目的とするも の	午前9時から 正午まで	<u>76,360 円</u>	
正午から午後 5時まで			<u>91,610 円</u>		
午後5時から 午後10時まで			<u>91,610 円</u>		
			午前9時から 午後10時まで	<u>253,930 円</u>	
			超過料金(1時 間までごと に)	<u>38,240 円</u>	

	入場料金を徴する場合の上記料金への加算額	入場者数が20,000人以下の場合	入場料金の総額の100分の7.5に相当する額
		入場者数が20,000人を超える場合	20,000人相当の入場料金の総額の100分の7.5に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金を減じて得た額の100分の5に相当する額を加えて得た額
広告	グラウンド内(スタンド前面のフェンス部分を含む。以下この表において同じ。)	1平方メートル当たり1日につき	<u>3,570円</u>
	大型映像装置内	1平方メートル当たり1日につき	<u>2,360円</u>
	グラウンド内及び大型映像装置以外の箇所	1平方メートル当たり1日につき	<u>1,160円</u>

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

	入場料金を徴する場合の上記料金への加算額	入場者数が20,000人以下の場合	入場料金の総額の100分の7.5に相当する額
		入場者数が20,000人を超える場合	20,000人相当の入場料金の総額の100分の7.5に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金を減じて得た額の100分の5に相当する額を加えて得た額
広告	グラウンド内(スタンド前面のフェンス部分を含む。以下この表において同じ。)	1平方メートル当たり1日につき	<u>3,370円</u>
	大型映像装置内	1平方メートル当たり1日につき	<u>2,230円</u>
	グラウンド内及び大型映像装置以外の箇所	1平方メートル当たり1日につき	<u>1,090円</u>

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案										現行											
別表(第16条, 第20条関係)										別表(第16条, 第20条関係)											
1 施設利用料金										1 施設利用料金											
(1) 各施設の利用料金										(1) 各施設の利用料金											
(単位 円)										(単位 円)											
施設の区分\利用時間の区分				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)	その他 (1時間までごとに)	施設の区分\利用時間の区分				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)	その他 (1時間までごとに)
大ホール (控室を含む。)	1階席のみを利用する場合	入場料を徴しない場合及び入場料最高額が5,000円未満の場合	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	平日	149,340	199,260	224,150	279,080	338,680	458,220	74,680	平日	124,450	166,050	186,790	232,570	282,230	381,850	62,230		
				土・日・曜日, 休日	179,270	239,100	269,030	334,900	406,310	549,880	89,640										
		上記以外の場合	平日	99,560	132,880	149,470	186,060	225,780	305,480	49,780	平日	82,970	110,730	124,560	155,050	188,150	254,570	41,480			
			土・日・曜日, 休日	119,560	159,410	179,400	223,260	270,910	366,580	59,710	土・日・曜日, 休日	99,630	132,840	149,500	186,050	225,760	305,480	49,760			
		入場料の最高額が5,000円以上の場合	平日	149,340	199,260	224,150	279,080	338,680	458,220	74,680	平日	124,450	166,050	186,790	232,570	282,230	381,850	62,230			
			土・日・曜日, 休日	179,270	239,100	269,030	334,900	406,310	549,880	89,640	土・日・曜日, 休日	149,390	199,250	224,190	279,080	338,590	458,230	74,700			
	全部を利用	入場料を徴しない場合	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	平日	213,460	284,740	320,200	398,640	483,880	654,720	106,740	平日	177,880	237,280	266,830	332,200	403,230	545,600	88,950		
			上記以外の場合	土・日・曜日, 休日	256,080	341,640	384,300	478,340	580,550	785,580	128,100	土・日・曜日, 休日	213,400	284,750	320,250	398,620	483,790	654,650	106,750		

及び入場料最高額が5,000円未満の場合	目的で利用する場合	休日									
		平日	142,310	189,830	213,460	265,760	322,580	436,480	71,160		
	上記以外の場合	土・日・曜日, 休日	170,720	227,800	256,200	318,940	387,070	523,730	85,360		
		平日	213,460	284,740	320,200	398,640	483,880	654,720	106,740		
	入場料の最高額が5,000円以上の場合	土・日・曜日, 休日	256,080	341,700	384,300	478,340	580,550	785,580	128,100		
		多目的ホール	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	114,280	152,360	171,350	213,220	259,100	350,360	57,070	
大会議室 101	上記以外の場合	平日	76,180	101,580	114,280	142,180	172,740	233,580	38,100		
		土・日・曜日, 休日									
大会議室 102	上記以外の場合	平日	72,420	96,670	108,740	135,400	164,440	222,260	36,200		
		土・日・曜日, 休日	48,280	64,500	72,540	90,260	109,620	148,220	24,140		
大会議室 101及び102	上記以外の場合	平日	148,600	197,240	221,380	274,560	332,640	448,420	73,800		
		土・日・曜日, 休日	99,060	131,500	147,590	183,040	221,760	298,940	49,150		
控室 101	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	1,630	2,390	2,640	3,400	4,140	5,400	880			

及び入場料最高額が5,000円未満の場合	目的で利用する場合	休日									
		平日	118,590	158,190	177,880	221,470	268,820	363,730	59,300		
	上記以外の場合	土・日・曜日, 休日	142,270	189,830	213,500	265,780	322,560	436,440	71,130		
		平日	177,880	237,280	266,830	332,200	403,230	545,600	88,950		
	入場料の最高額が5,000円以上の場合	土・日・曜日, 休日	213,400	284,750	320,250	398,620	483,790	654,650	106,750		
		多目的ホール	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	95,230	126,970	142,790	177,680	215,920	291,970	47,560	
大会議室 101	上記以外の場合	平日	63,480	84,650	95,230	118,480	143,950	194,650	31,750		
		土・日・曜日, 休日									
大会議室 102	上記以外の場合	平日	60,350	80,560	90,620	112,830	137,030	185,220	30,170		
		土・日・曜日, 休日	40,230	53,750	60,450	75,220	91,350	123,520	20,120		
大会議室 101及び102	上記以外の場合	平日	123,830	164,370	184,480	228,800	277,200	373,680	61,500		
		土・日・曜日, 休日	82,550	109,580	122,990	152,530	184,800	249,120	40,960		
控室 101	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	1,360	1,990	2,200	2,830	3,450	4,500	730			

		その他これらに類する目的で利用する場合							
		上記以外の場合	1,140	1,630	1,760	2,260	2,760	3,650	500
中ホール 200		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	146,700	195,740	220,000	273,940	332,640	449,940	73,300
		上記以外の場合	97,800	130,500	146,700	182,660	221,760	299,950	48,900
中会議室 201		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	66,760	89,000	99,940	124,460	151,240	204,420	33,310
		上記以外の場合	44,500	59,340	66,620	82,980	100,820	136,270	22,130
中会議室 201 を割て用る場合	201A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	33,310	44,500	49,910	62,220	75,550	102,200	16,600
		上記以外の場合	22,260	29,660	33,310	41,480	50,410	68,140	11,060
	201B	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	35,200	46,380	51,790	64,120	77,440	104,100	17,220
		上記以外の場合	23,510	30,920	34,570	42,740	51,660	69,400	11,440
中会議室 202		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	66,760	89,000	99,940	124,460	151,240	204,420	33,310
		上記以外の場合	44,500	59,340	66,620	82,980	100,820	136,270	22,130
中会議室 202 を分	202A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	35,200	46,380	51,790	64,120	77,440	104,100	17,220

		その他これらに類する目的で利用する場合							
		上記以外の場合	950	1,360	1,470	1,880	2,300	3,040	420
中ホール 200		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	122,250	163,120	183,330	228,280	277,200	374,950	61,080
		上記以外の場合	81,500	108,750	122,250	152,220	184,800	249,960	40,750
中会議室 201		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	55,630	74,170	83,280	103,720	126,030	170,350	27,760
		上記以外の場合	37,080	49,450	55,520	69,150	84,020	113,560	18,440
中会議室 201 を割て用る場合	201A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	27,760	37,080	41,590	51,850	62,960	85,170	13,830
		上記以外の場合	18,550	24,720	27,760	34,570	42,010	56,780	9,220
	201B	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,330	38,650	43,160	53,430	64,530	86,750	14,350
		上記以外の場合	19,590	25,770	28,810	35,620	43,050	57,830	9,530
中会議室 202		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	55,630	74,170	83,280	103,720	126,030	170,350	27,760
		上記以外の場合	37,080	49,450	55,520	69,150	84,020	113,560	18,440
中会議室 202 を分	202A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,330	38,650	43,160	53,430	64,530	86,750	14,350

割て用る場合		上記以外の場合	23,510	30,920	34,570	42,740	51,660	69,400	11,440
	202B	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	35,200	46,380	51,790	64,120	77,440	104,100	17,220
		上記以外の場合	23,510	30,920	34,570	42,740	51,660	69,400	11,440
控室 201		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	3,140	4,270	4,660	6,040	7,160	9,800	1,500
		上記以外の場合	2,140	2,890	3,140	4,020	4,780	6,540	1,010
中ホール 300 (控室を含む。)		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	162,670	216,860	244,020	303,600	368,590	498,960	81,340
		上記以外の場合	108,490	144,580	162,670	202,400	245,770	332,640	54,180
小会議室 301		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	16,220	21,620	24,260	30,300	36,710	49,780	8,040
		上記以外の場合	10,810	14,460	16,220	20,240	24,520	33,180	5,400
特別会議室 302		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	46,020	61,480	69,140	85,980	104,460	141,420	23,000
		上記以外の場合	30,670	40,980	46,140	57,320	69,650	94,280	15,340
小会議室 303		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	32,440	43,380	48,660	60,720	73,540	99,560	16,220
		上記以外の場合	21,620	28,920	32,440	40,480	49,020	66,380	10,810
小会議室 304		営利、宣伝そ	32,440	43,380	48,660	60,720	73,540	99,560	16,220

割て用る場合		上記以外の場合	19,590	25,770	28,810	35,620	43,050	57,830	9,530
	202B	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,330	38,650	43,160	53,430	64,530	86,750	14,350
		上記以外の場合	19,590	25,770	28,810	35,620	43,050	57,830	9,530
控室 201		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	2,620	3,560	3,880	5,030	5,970	8,170	1,250
		上記以外の場合	1,780	2,410	2,620	3,350	3,980	5,450	840
中ホール 300 (控室を含む。)		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	135,560	180,720	203,350	253,000	307,160	415,800	67,780
		上記以外の場合	90,410	120,480	135,560	168,670	204,810	277,200	45,150
小会議室 301		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	13,520	18,020	20,220	25,250	30,590	41,480	6,700
		上記以外の場合	9,010	12,050	13,520	16,870	20,430	27,650	4,500
特別会議室 302		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	38,350	51,230	57,620	71,650	87,050	117,850	19,170
		上記以外の場合	25,560	34,150	38,450	47,770	58,040	78,570	12,780
小会議室 303		営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,230	38,970	43,790	54,480	66,320	89,570	14,560
		上記以外の場合	19,480	25,980	29,230	36,350	44,210	59,720	9,750
小会議室 304		営利、宣伝そ	27,030	36,150	40,550	50,600	61,280	82,970	13,520

	その他これらに類する目的で利用する場合							
	上記以外の場合	21,620	28,920	32,440	40,480	49,020	66,380	10,810
和室 305	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	10,680	14,340	16,220	19,980	24,520	32,940	5,400
	上記以外の場合	7,160	9,550	10,810	13,320	16,340	22,000	3,520
和室 306	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	10,680	14,340	16,220	19,980	24,520	32,940	5,400
	上記以外の場合	7,160	9,550	10,810	13,320	16,340	22,000	3,520
小会議室 401	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	33,940	42,240	51,300	69,400	11,320
	上記以外の場合	15,080	20,110	22,620	28,160	34,200	46,260	7,540
小会議室 402	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	33,940	42,240	51,300	69,400	11,320
	上記以外の場合	15,080	20,110	22,620	28,160	34,200	46,260	7,540
小会議室 403	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	33,940	42,240	51,300	69,400	11,320
	上記以外の場合	15,080	20,110	22,620	28,160	34,200	46,260	7,540
小会議室 404	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	33,940	42,240	51,300	69,400	11,320

	その他これらに類する目的で利用する場合							
	上記以外の場合	18,020	24,100	27,030	33,730	40,850	55,320	9,010
和室 305	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	8,900	11,950	13,520	16,650	20,430	27,450	4,500
	上記以外の場合	5,970	7,960	9,010	11,100	13,620	18,330	2,930
和室 306	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	8,900	11,950	13,520	16,650	20,430	27,450	4,500
	上記以外の場合	5,970	7,960	9,010	11,100	13,620	18,330	2,930
小会議室 401	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	28,280	35,200	42,750	57,830	9,430
	上記以外の場合	12,570	16,760	18,850	23,470	28,500	38,550	6,280
小会議室 402	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	28,280	35,200	42,750	57,830	9,430
	上記以外の場合	12,570	16,760	18,850	23,470	28,500	38,550	6,280
小会議室 403	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	28,280	35,200	42,750	57,830	9,430
	上記以外の場合	12,570	16,760	18,850	23,470	28,500	38,550	6,280
小会議室 404	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	28,280	35,200	42,750	57,830	9,430

	上記以外の場合	15,080	20,110	22,620	28,160	34,200	46,260	7,540	
小会議室 405	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	39,220	52,040	58,840	73,160	88,620	119,940	19,620	
	上記以外の場合	26,150	34,700	39,220	48,780	59,090	79,960	13,080	
小会議室 405 を分し利用する場合	405A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	21,500	27,900	31,300	38,460	46,140	61,860	10,440
		上記以外の場合	14,340	18,600	20,870	25,640	30,800	41,230	6,910
	405B	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	21,500	27,900	31,300	38,460	46,140	61,860	10,440
		上記以外の場合	14,340	18,600	20,870	25,640	30,800	41,230	6,910
中会議室 406	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	54,300	72,160	81,220	101,200	122,700	166,320	27,020	
	上記以外の場合	36,200	48,140	54,180	67,500	81,840	110,880	17,980	
小会議室 407	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	12,060	16,220	18,100	22,620	27,540	36,960	6,040	
	上記以外の場合	8,040	10,810	12,060	15,080	18,360	24,640	4,020	
小会議室 407 を分し利用する場合	407A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	7,920	9,940	10,940	13,200	15,590	20,360	3,650
		上記以外の場合	5,280	6,660	7,300	8,800	10,440	13,580	2,390
	407B	営利、宣伝そ	7,920	9,940	10,940	13,200	15,590	20,360	3,650

	上記以外の場合	12,570	16,760	18,850	23,470	28,500	38,550	6,280	
小会議室 405	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	32,680	43,370	49,030	60,970	73,850	99,950	16,350	
	上記以外の場合	21,790	28,920	32,680	40,650	49,240	66,630	10,900	
小会議室 405 を分し利用する場合	405A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	17,920	23,250	26,080	32,050	38,450	51,550	8,700
		上記以外の場合	11,950	15,500	17,390	21,370	25,670	34,360	5,760
	405B	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	17,920	23,250	26,080	32,050	38,450	51,550	8,700
		上記以外の場合	11,950	15,500	17,390	21,370	25,670	34,360	5,760
中会議室 406	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	45,250	60,130	67,680	84,330	102,250	138,600	22,520	
	上記以外の場合	30,170	40,120	45,150	56,250	68,200	92,400	14,980	
小会議室 407	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	10,050	13,520	15,080	18,850	22,950	30,800	5,030	
	上記以外の場合	6,700	9,010	10,050	12,570	15,300	20,530	3,350	
小会議室 407 を分し利用する場合	407A	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	6,600	8,280	9,120	11,000	12,990	16,970	3,040
		上記以外の場合	4,400	5,550	6,080	7,330	8,700	11,320	1,990
	407B	営利、宣伝そ	6,600	8,280	9,120	11,000	12,990	16,970	3,040



合	その他これらに類する目的で利用する場合								
	上記以外の場合	5,280	6,660	7,300	8,800	10,440	13,580	2,390	
屋上庭園	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	1回の利用につき <u>16,980</u>							
	上記以外の場合	1回の利用につき <u>11,320</u>							
上記以外の施設又は場所	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	1㎡当たり1時間の利用につき <u>33</u>							
	上記以外の場合	1㎡当たり1時間の利用につき <u>22</u>							

備考

- 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時まで、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「1回」とは、午前9時から午後9時までの間の1回の利用をいう。
- 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(2) 施設の全部を利用する場合の利用料金

(単位 円)

区分	全日 (午前9時から午後9時まで)	その他 (1時間までごとに)

合	その他これらに類する目的で利用する場合								
	上記以外の場合	4,400	5,550	6,080	7,330	8,700	11,320	1,990	
屋上庭園	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	1回の利用につき <u>14,150</u>							
	上記以外の場合	1回の利用につき <u>9,430</u>							

備考

- 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時まで、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの利用をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「1回」とは、午前9時から午後9時までの間の1回の利用をいう。
- 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(2) 施設の全部を利用する場合の利用料金

(単位 円)

区分	全日 (午前9時から午後9時まで)	その他 (1時間までごとに)

営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	<u>3,123,620</u>	<u>312,280</u>
上記以外の場合	<u>2,082,460</u>	<u>208,180</u>

備考

- 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時までの利用をいう。
- 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

2 付属設備の利用料金

(単位 円)

付属設備の名称	単位	「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の利用につき	備考
舞台設備	演台	1台	<u>1,260</u>
	司会者台	1台	<u>620</u>
	花台	1台	<u>380</u>
	パネラー用机	1台	<u>380</u>
	パネラー用椅子	1脚	<u>120</u>
	ひもせん	1枚	<u>380</u>
	金びょうぶ	1双	<u>3,140</u>
	ピアノ	1台	<u>12,580</u>

営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	<u>2,603,020</u>	<u>260,230</u>
上記以外の場合	<u>1,735,380</u>	<u>173,480</u>

備考

- 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時までの利用をいう。
- 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

2 付属設備の利用料金

(単位 円)

付属設備の名称	単位	「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の利用につき	備考
舞台設備	演台	1台	<u>1,050</u>
	司会者台	1台	<u>520</u>
	花台	1台	<u>320</u>
	パネラー用机	1台	<u>320</u>
	パネラー用椅子	1脚	<u>100</u>
	ひもせん	1枚	<u>320</u>
	金びょうぶ	1双	<u>2,620</u>
	ピアノ	1台	<u>10,480</u>

照 明 設 備	大ホール照明 セットA	1式	<u>17,600</u>	サスペンションライ ト, シーリングライ ト
	大ホール照明 セットB	1式	<u>6,290</u>	天井反射板ライト
	多目的ホール 照明セット	1式	<u>3,780</u>	スポットライト
	中ホール 200 照明セット	1式	<u>4,400</u>	シーリングライト
	中ホール 300 照明セット	1式	<u>4,400</u>	サスペンションライ ト
	ローアホリゾ ントライト	1式	<u>3,140</u>	
	アッパーホリ ゾントライト	1式	<u>3,140</u>	
	スポットライ ト(1キロワッ ト)	1台	<u>620</u>	
	スポットライ ト(650 ワッ ト)	1台	<u>500</u>	
	スポットライ ト(500 ワッ ト)	1台	<u>250</u>	
	フォロー ス ポットライト (2 キロワッ ト)	1台	<u>4,400</u>	
	フォロー ス ポットライト (500 ワット)	1台	<u>3,140</u>	
	ストリップラ イト	1本	<u>380</u>	

照 明 設 備	大ホール照明 セットA	1式	<u>14,670</u>	サスペンションライ ト, シーリングライ ト
	大ホール照明 セットB	1式	<u>5,240</u>	天井反射板ライト
	多目的ホール 照明セット	1式	<u>3,150</u>	スポットライト
	中ホール 200 照明セット	1式	<u>3,670</u>	シーリングライト
	中ホール 300 照明セット	1式	<u>3,670</u>	サスペンションライ ト
	ローアホリゾ ントライト	1式	<u>2,620</u>	
	アッパーホリ ゾントライト	1式	<u>2,620</u>	
	スポットライ ト(1キロワッ ト)	1台	<u>520</u>	
	スポットライ ト(650 ワッ ト)	1台	<u>420</u>	
	スポットライ ト(500 ワッ ト)	1台	<u>210</u>	
	フォロー ス ポットライト (2 キロワッ ト)	1台	<u>3,670</u>	
	フォロー ス ポットライト (500 ワット)	1台	<u>2,620</u>	
	ストリップラ イト	1本	<u>320</u>	

音 響 設 備	クリップライ ト	1台	<u>250</u>	
	大ホール基本 音響設備	1式	<u>10,680</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 3本を含む。
	多目的ホール 基本音響設備	1式	<u>3,780</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	中ホール基本 音響設備	1式	<u>5,030</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	大会議室基本 音響設備	1式	<u>3,780</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	中会議室基本 音響設備	1式	<u>2,520</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	特別会議室基 本音響設備	1式	<u>2,520</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	小会議室基本 音響設備	1式	<u>2,520</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。小会 議室 303, 304 又は 405のみ。
	舞台袖簡易操 作卓	1台	<u>2,520</u>	
	移動式音響ワ ゴン卓	1台	<u>3,140</u>	有線マイク 1本を 含む。
	移動式スピー カーA	1台	<u>1,880</u>	多目的ホール, 大会 議室用
	移動式スピー カーB	1台	<u>1,260</u>	中ホール 300, 中小 会議室用
	ステージモニ タ	1台	<u>1,260</u>	大ホール用

音 響 設 備	クリップライ ト	1台	<u>210</u>	
	大ホール基本 音響設備	1式	<u>8,900</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 3本を含む。
	多目的ホール 基本音響設備	1式	<u>3,150</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	中ホール基本 音響設備	1式	<u>4,190</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	大会議室基本 音響設備	1式	<u>3,150</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	中会議室基本 音響設備	1式	<u>2,100</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	特別会議室基 本音響設備	1式	<u>2,100</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。
	小会議室基本 音響設備	1式	<u>2,100</u>	ハンド型ワイヤレス マイク又は有線マイ ク 2本を含む。小会 議室 303, 304 又は 405のみ。
	舞台袖簡易操 作卓	1台	<u>2,100</u>	
	移動式音響ワ ゴン卓	1台	<u>2,620</u>	有線マイク 1本を 含む。
	移動式スピー カーA	1台	<u>1,570</u>	多目的ホール, 大会 議室用
	移動式スピー カーB	1台	<u>1,050</u>	中ホール 300, 中小 会議室用
	ステージモニ タ	1台	<u>1,050</u>	大ホール用

	タースピーカー大			
	ステージモニタースピーカー小	1台	<u>1,010</u>	大ホール, 中ホール200用
	ハンド型ワイヤレスマイク	1本	<u>1,630</u>	マイクスタンドを含む。
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個	<u>1,880</u>	
	有線マイク	1本	<u>1,010</u>	マイクスタンドを含む。
	3点つりマイク装置	1式	<u>1,260</u>	
	会議ユニット	1台	<u>620</u>	
	リバーブ	1台	<u>1,880</u>	
	デジタルレコーダー	1台	<u>1,880</u>	
	MDプレイヤー	1台	<u>1,880</u>	
	CDプレイヤー	1台	<u>1,880</u>	
	マイクスタンド	1台	<u>250</u>	
同時通訳設備	同時通訳ブース	1式	<u>9,420</u>	
映像設備	16ミリ映写機A	1台	<u>6,910</u>	大ホール用。スクリーンを含む。
	16ミリ映写機B	1台	<u>6,290</u>	中ホール用
	スライド映写	1台	<u>10,060</u>	

	タースピーカー大			
	ステージモニタースピーカー小	1台	<u>840</u>	大ホール, 中ホール200用
	ハンド型ワイヤレスマイク	1本	<u>1,360</u>	マイクスタンドを含む。
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個	<u>1,570</u>	
	有線マイク	1本	<u>840</u>	マイクスタンドを含む。
	3点つりマイク装置	1式	<u>1,050</u>	
	会議ユニット	1台	<u>520</u>	
	リバーブ	1台	<u>1,570</u>	
	デジタルレコーダー	1台	<u>1,570</u>	
	MDプレイヤー	1台	<u>1,570</u>	
	CDプレイヤー	1台	<u>1,570</u>	
	マイクスタンド	1台	<u>210</u>	
同時通訳設備	同時通訳ブース	1式	<u>7,850</u>	
映像設備	16ミリ映写機A	1台	<u>5,760</u>	大ホール用。スクリーンを含む。
	16ミリ映写機B	1台	<u>5,240</u>	中ホール用
	スライド映写	1台	<u>8,380</u>	

	機			
	移動式スライド映写機	1台	<u>2,520</u>	
	400インチビデオプロジェクター	1台	<u>109,380</u>	スクリーンを含む。
	200インチビデオプロジェクター	1台	<u>81,720</u>	スクリーンを含む。
	100インチビデオプロジェクター	1台	<u>56,580</u>	スクリーンを含む。
	移動式プロジェクターA	1台	<u>15,080</u>	
	移動式プロジェクターB	1台	<u>8,170</u>	
	カラーカメラシステム	1台	<u>11,320</u>	
	移動式カラーカメラシステム	1台	<u>12,580</u>	
	移動式書画カメラ	1台	<u>7,540</u>	
	パソコン卓	1台	<u>1,630</u>	
	入力機器卓	1台	<u>1,880</u>	
	TV会議コーデック卓	1台	<u>2,520</u>	
	TV会議ユニット	1台	<u>2,520</u>	
	電動スクリーン	1面	<u>1,260</u>	

	機			
	移動式スライド映写機	1台	<u>2,100</u>	
	400インチビデオプロジェクター	1台	<u>91,150</u>	スクリーンを含む。
	200インチビデオプロジェクター	1台	<u>68,100</u>	スクリーンを含む。
	100インチビデオプロジェクター	1台	<u>47,150</u>	スクリーンを含む。
	移動式プロジェクターA	1台	<u>12,570</u>	
	移動式プロジェクターB	1台	<u>6,810</u>	
	カラーカメラシステム	1台	<u>9,430</u>	
	移動式カラーカメラシステム	1台	<u>10,480</u>	
	移動式書画カメラ	1台	<u>6,280</u>	
	パソコン卓	1台	<u>1,360</u>	
	入力機器卓	1台	<u>1,570</u>	
	TV会議コーデック卓	1台	<u>2,100</u>	
	TV会議ユニット	1台	<u>2,100</u>	
	電動スクリーン	1面	<u>1,050</u>	

	移動式 150 インチスクリーン	1 面	<u>1,260</u>	
	三脚式スクリーン	1 面	<u>1,010</u>	
	OHP	1 台	<u>2,520</u>	
	移動式プロジェクションモニターTV	1 台	<u>12,580</u>	
	ハイビジョンTV	1 台	<u>3,140</u>	
	マトリクススイッチャー	1 台	<u>1,880</u>	
	レーザーポインター	1 個	<u>620</u>	
	VTR	1 台	<u>2,520</u>	
	視聴覚ワゴン	1 台	<u>380</u>	
	DVD プレイヤー	1 台	<u>2,520</u>	
	CATV チューナー	1 台	<u>1,880</u>	
その他の設備	受付カウンター	1 台	<u>620</u>	
	メモ台	1 個	<u>120</u>	
	ホワイトボード	1 台	<u>620</u>	
	仮設ステージ	1 台	<u>2,140</u>	
	掲示スタンド大	1 台	<u>620</u>	

	移動式 150 インチスクリーン	1 面	<u>1,050</u>	
	三脚式スクリーン	1 面	<u>840</u>	
	OHP	1 台	<u>2,100</u>	
	移動式プロジェクションモニターTV	1 台	<u>10,480</u>	
	ハイビジョンTV	1 台	<u>2,620</u>	
	マトリクススイッチャー	1 台	<u>1,570</u>	
	レーザーポインター	1 個	<u>520</u>	
	VTR	1 台	<u>2,100</u>	
	視聴覚ワゴン	1 台	<u>320</u>	
	DVD プレイヤー	1 台	<u>2,100</u>	
	CATV チューナー	1 台	<u>1,570</u>	
その他の設備	受付カウンター	1 台	<u>520</u>	
	メモ台	1 個	<u>100</u>	
	ホワイトボード	1 台	<u>520</u>	
	仮設ステージ	1 台	<u>1,780</u>	
	掲示スタンド大	1 台	<u>520</u>	

	掲示スタンド小	1 台	<u>380</u>	
	展示パネル	1 枚	<u>620</u>	
	電話回線	1 回線	<u>250</u>	
	電話機	1 台	<u>760</u>	
	コードレスホン	1 台	<u>1,630</u>	内線, ダイヤルイン
	電源設備	表示消費電力 1 キロワットまでごとに	<u>280</u>	持込電気機器による利用に限る。
	手元灯	1 台	<u>250</u>	
	ハブ	1 台	<u>620</u>	
	無線 LAN 装置	1 組	<u>1,260</u>	
	卓上旗	1 枚	<u>250</u>	
	ベル	1 個	<u>120</u>	
	切替器	1 台	<u>380</u>	
	水差し	1 組	<u>120</u>	
	ハンガーラック	1 台	<u>1,260</u>	
	ストップウォッチ	1 個	<u>120</u>	
	表彰盆	1 組	<u>380</u>	
	ライティングテーブル	1 台	<u>620</u>	
	姿見	1 台	<u>620</u>	

	掲示スタンド小	1 台	<u>320</u>	
	展示パネル	1 枚	<u>520</u>	
	電話回線	1 回線	<u>210</u>	
	電話機	1 台	<u>630</u>	
	コードレスホン	1 台	<u>1,360</u>	内線, ダイヤルイン
	電源設備	表示消費電力 1 キロワットまでごとに	<u>230</u>	持込電気機器による利用に限る。
	手元灯	1 台	<u>210</u>	
	ハブ	1 台	<u>520</u>	
	無線 LAN 装置	1 組	<u>1,050</u>	
	卓上旗	1 枚	<u>210</u>	
	ベル	1 個	<u>100</u>	
	切替器	1 台	<u>320</u>	
	水差し	1 組	<u>100</u>	
	ハンガーラック	1 台	<u>1,050</u>	
	ストップウォッチ	1 個	<u>100</u>	
	表彰盆	1 組	<u>320</u>	
	ライティングテーブル	1 台	<u>520</u>	
	姿見	1 台	<u>520</u>	

電気ポット	1台	380
クローク	1式	1,880

備考

- 「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」又は「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」の利用についてはこの表に規定する利用料金の2倍に相当する額とし、「全日(午前9時から午後9時まで)」の利用についてはこの表に規定する利用料金の3倍に相当する額とする。ただし、電話回線、電話機又はコードレスホンの「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」、「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」又は「全日(午前9時から午後9時まで)」の利用については、この表に規定する利用料金の額と同額とする。
- 大ホール、多目的ホール又は中ホールにおいて照明設備又はビデオプロジェクターを練習のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

3 駐車場の利用料金

単位		金額 (単位 円)
1時間まで	1台につき	220
1時間を超え10時間までの部分について、30分までごとに		110
10時間を超えて24時間まで		2,200
1時間券による利用の場合	1時間まで	214
1日券による利用の場合	24時間まで	1,070

電気ポット	1台	320
クローク	1式	1,570

備考

- 「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」又は「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」の利用についてはこの表に規定する利用料金の2倍に相当する額とし、「全日(午前9時から午後9時まで)」の利用についてはこの表に規定する利用料金の3倍に相当する額とする。ただし、電話回線、電話機又はコードレスホンの「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」、「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」又は「全日(午前9時から午後9時まで)」の利用については、この表に規定する利用料金の額と同額とする。
- 大ホール、多目的ホール又は中ホールにおいて照明設備又はビデオプロジェクターを練習のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

3 駐車場の利用料金

単位		金額 (単位 円)
1時間まで	1台につき	220
1時間を超え10時間までの部分について、30分までごとに		110
10時間を超えて24時間まで		2,200
1時間券による利用の場合	1時間まで	214
1日券による利用の場合	24時間まで	1,070

改正案	現行
<p>第2条 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の長又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により茨城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の教育委員会を除く。)がある場合にあつては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法第252条の17の2第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の長を除く。)がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務に係る次項の規定による特定個人情報の利用に係る事務及び知事又は県教</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の長又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により茨城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の教育委員会を除く。)がある場合にあつては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法第252条の17の2第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の長を除く。)がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務に係る次項の規定による特定個人情報の利用に係る事務及び知事又は県教</p>

育委員会(法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法第252条の17の2第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の長又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により県教育委員会の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の教育委員会を除く。)がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う特定個人番号利用事務に係る第3項の規定による利用特定個人情報の利用に係る事務とする。

2 (略)

3 知事又は県教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

育委員会(法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者(地方自治法第252条の17の2第1項の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の長又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により県教育委員会の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町村の教育委員会を除く。)がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務に係る第3項の規定による特定個人情報の利用に係る事務とする。

2 (略)

3 知事又は県教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第19条第8号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)